

迅速裁判条項に関する判例法理の展開と現状

原 田 和 往

I 本稿の目的と構成

1 目 的

本稿では、Barker 判決の翌年1973年から2016年までに示された修正6条の迅速裁判条項（以下、単に「条項」とする場合がある）に係る7つの連邦最高裁判所の判断を取り上げる。条項の趣旨について、アメリカ連邦最高裁判所は、当初、(i) 不当且つ過酷な公判前の身柄拘束を予防し、(ii) 公訴に伴う精神的な負担を最小限に抑え、(iii) 長期間の時の経過が被告人の防御に不利益を与える虞を制限することの3つを挙げていた⁽¹⁾。しかし、犯罪の時点から正式起訴までの遅延に、条項の適用があるかが問題となった Marion 判決において⁽²⁾、「迅速裁判条項が防ごうとしている害悪は、被告人の防御に対する潜在的又は現実の不利益とはかけ離れたものである」として、(iii) を条項の趣旨から除く判断が示された。その結果、条項の適用は、逮捕又は起訴等の正式な訴追手続開始以降に限定されることとなった。ところが、その約6ヶ月後に示された Barker 判決では、一転して、「被告人が充分な防御活動をできない場合には、司法制度全体の公正さが損なわれる」として、(iii) が条項が保護する利益の中で最も重要であるとの判断が示された⁽³⁾。

(1) United States v. Ewell, 383 U.S. 116 (1966). 同判決については、原田和往「迅速裁判条項に関する判例法理の初期展開」岡山大学法学会雑誌61巻3号（2012年）10頁以下参照。

(2) United States v. Marion, 404 U.S. 307 (1971). 同判決については、原田和往「迅速裁判条項の保護利益に関する判例法理の2つの潮流」岡山大学法学会雑誌62巻4号（2013年）50頁以下参照。

(3) Barke v. Wing, 407 U.S. 514 (1972). 同判決については、前掲注(2)「2つの潮流」61頁以下参照。

Marion 判決に対しては、(iii) を条項の趣旨に含める立場から、正式な訴追手続開始前の段階を射程外とする点に厳しい批判もあった⁽⁴⁾。もっとも、正式な訴追手続開始前には迅速裁判条項の適用はなく、その段階での防御上の不利益は適正手続条項の問題であるとの立場は、現在でも確立した判例法理である。そのため、公訴時効制度の存在理由として主張されている証拠の散逸等による防御上の不利益につき、個別対応を模索するという本研究の問題意識との関係では⁽⁵⁾、その後の条項に係る判例法理の展開を追う必要はないとの見方もあり得る。しかし、前稿の最後で予告したように⁽⁶⁾、1992年の Doggett 判決において、Marion 判決と Barker 判決という相容れない2つが衝突し、適用範囲に係る Marion 判決の結論を維持したまま、(iii) を条項の趣旨の中で最も重要とする Barker 判決の立場が採用されることとなった。

そこで、本稿では、Doggett 判決に至るまでの判例法理の展開を追うとともに、条項の適用範囲に係る近時の事例を取り上げ、その現状を確認する。これによって、適正手続条項と迅速裁判条項の関係の分析に向けて、(iii) が条項の趣旨に含まれるという立場から、正式な訴追手続開始前に条項の適用はないという Marion 判決の結論がどのように説明されているかを確認することにしたい。各節の小括では、主に条項の趣旨という観点から、各判断の特徴・意義を分析する。個別対応に関する検討は、別稿で正式訴追前の適正手続条項による対応を分析した後で行う予定であるため⁽⁷⁾、本稿の最後では、中間総括として、条項に係る判例法理の概要をまとめることとする。

2 1974年迅速裁判法 (Speedy Trial Act of 1974) に関して⁽⁸⁾

周知のとおり、本稿が対象とする期間に、アメリカでは、迅速な裁判を実

(4) Phyllis Goldfarb, *When Judges Abandon Analogy: The Problem of Delay in Commencing Criminal Prosecutions*, 31 WM. & MARY L. REV. 607 (1990), at 632. Marion 判決当時のものも含め、その他の批判の詳細については、前掲注(2)「2つの潮流」72頁以下参照。

(5) 前掲注(1)「初期展開」1頁以下、前掲注(2)「2つの潮流」47頁以下参照。

(6) 前掲注(2)「2つの潮流」81頁。

(7) *United States v. Lovasco*, 431 U.S. 783 (1977) 等を取り上げる予定である。

(8) Speedy Trial Act of 1974, Pub. L. No. 93-619, 88 Stat. 2076 (1975). 18 U.S.C. §§ 3161-

現するための重要な方策として、1974年迅速裁判法(合衆国法典第18編第3161条以下)が制定されている。同法では、Baker 判決で明確に斥けられた手法⁽⁹⁾、すなわち、公訴提起、公判等に一定の日数等で示される期間制限を設けるという方法が採用され⁽¹⁰⁾、現在でも維持されている。例えば、逮捕又は召喚状の送達(arrested or served with a summons)から30日以内に略式又は正式起訴すること(3161条(b))、無罪の答弁がなされた場合、略式又は正式起訴後70日以内に公判(trial)を開始すること(同条(c)(1))が求められている。そして、制限期間内に起訴されなかった場合や公判が開かれなかった場合の制裁として、公訴棄却(dismiss without prejudice)又は手続打ち切り(dismiss with prejudice)が定められている(3162条(a)(2))。いずれを選択するかの判断に際して、裁判所は少なくとも、犯罪の重大性、違反に係る事実関係及び経緯、再起訴が同法の運用および司法の運営に及ぼす影響を考慮しなければならない、と定められている(同)⁽¹¹⁾。他方で、拙速を避けるため、被告人の準備期間として最低30日が保障されている(3161条(c)(2))。また、制限期間に含まれない除外事由も個別に詳細に定められている(同条(h))。例えば、中間上訴(interlocutory appeal)に係る期間は除外される(同条(h)(1)(C))。また、同一の犯罪行為等による再起訴の場合の起算点については、再起訴の時点とされ(同条(h)(5))、争点となり得る問題に関して、一定の予測可能性が確保されている。

迅速裁判条項との関係についても定めがあり、迅速裁判法は修正6条違反の主張を制限するものではない旨が明らかにされている(3173条)。すなわ

3174.

(9) 前掲注(2)「2つの潮流」64頁以下参照。

(10) 制定当時の内容に関する邦語文献として、原田國男「Speedy Trial Act of 1974」アメリカ法1978年(1978年)98頁以下がある。また、荒木伸怡『迅速な裁判を受ける権利』(成文堂、1993年)56頁以下が同法について詳細に分析している。

(11) 連邦法上の犯罪で起訴された被告人について、起訴後70日以内の公判開始期限が遵守されなかった事案において(United States v. Taylor, 487 U.S. 326 (1988))、制裁の選択に係る判断のあり方が問題となった。連邦最高裁は、迅速裁判法に係る連邦議会の議論を参照した上で、制裁の選択に際し、裁判所は、同法の定める考慮事情を明示的に検討しなければならない、とした。

ち、同法違反が認められないとしても、条項違反と判断される場合があり得るし、同法違反が認められたとしても、直ちに条項違反が認められることにもならない。実際、以下にみるように、条項との関係で中間上訴における遅延や、同一の犯罪行為による再起訴の場合の保護の始期が問題となった事案で、迅速裁判法の関係規定は、連邦最高裁の判断に影響を与えていない。端的にいえば、両者は目的に共通性はあるが、別個独立の存在である⁽¹²⁾。そのため、本稿では、1974年迅速裁判法及びこれに関連する連邦最高裁判所の判断を取り上げることはしない⁽¹³⁾。

II 判断枠組みの確立

1 本節の目的

本節では、条項違反に対する措置に関する Strunk 判決（1973年）、遅延による不利益の証明に関する Moore 判決（1973年）、逮捕から正式起訴までに生じた遅延の扱いに関する Dillingham 判決（1975年）を取り上げる。条項の州への適用が認められてから、条項違反に係る判断枠組みが示されるまで約5年を要したが、これらは Barker 判決の翌年から立て続けに示されたものである。反対意見の明示もなく、判断枠組みの補足・具体化が強力に推し進められた時期といえる。

(12) See e.g., Gregory P.N. Joseph, *Speedy Trial Rights in Application*, 48 *FORD. L. REV.* 611 (1980), at 615, 643. 1974年迅速裁判法及び類似の州法の現況については, WAYNE R. LAFAYE ET AL., 5 *CRIMINAL PROCEDURE* § 18.3(b), § 18.3(c) (4th ed., 2025 Update).

(13) 例えば、1974年迅速裁判法の適用を被告人が予め放棄することはできないとした Zedner 判決がある。Zedner v. United States, 547 U.S. 489 (2006). Alito 裁判官執筆の法廷意見 (Roberts 長官, Stevens, Kennedy, Souter, Thomas, Ginsburg, Breyer 各裁判官同調) のほか, Scalia 裁判官の一部同意・結論同意意見がある。田中利彦編『アメリカの刑事判例 I』(成文堂, 2017年) 131頁〔原田和往〕で簡単に紹介した。

2 条項違反に対する措置：Strunk 判決（1973年）⁽¹⁴⁾

(1) 事実の概要

本件では、迅速裁判条項違反が認められた場合の措置が手続打切りに限定されるかが問題となった。被告人 Strunk は、1969年7月、ネブラスカ州において、別件の重窃盗の罪で有罪答弁を行い自由刑を科された。同事件による身柄拘束中に、連邦の捜査官から本件被疑事実（盗難車両の州間運搬）に関する取調べがあり、1970年5月に正式起訴された。公判に先立ち、被告人は、迅速な裁判を受ける権利の侵害を主張し、連邦刑事訴訟規則48条（b）に基づき公訴棄却を申し立てたが（a motion to dismiss）、連邦地裁はこれを斥け、裁判の結果、有罪とされた。これに対し、第7巡回区連邦控訴裁判所は、Braker 判決の判断枠組みを用い、起訴から公判までの約10ヶ月の遅延は、迅速裁判条項に違反するとした⁽¹⁵⁾。しかし、控訴裁は、その違反に対する措置に関して、従来、「手続打切り又は刑の取消し（the dismissal of the indictment or the vacation of the sentence）」とされてきたが、こうした救済の重大さが、条項違反の認定を躊躇わせてきたと指摘し、事案に応じて、これよりも穏やかな救済を選択することも許されるとした。そして、本件では、被告人が有罪であることに疑いはなく、遅延による防御上の不利益の証明もないため、手続を打ち切る必要はなく、遅延期間を刑期から差し引けば足りる旨を判示し、事件を差し戻した⁽¹⁶⁾。そこで、被告人側が上告した。

(2) 裁判所の判断

本件の記録からは、遅延の大部分につき被告人に責任があり、また、遅延による防御上の不利益に係る主張・証明がないことは明らかである。しかし、

⁽¹⁴⁾ Strunk v. United States, 412 U.S. 434 (1973). 法廷意見は Burger 長官が執筆（裁判官全員一致）。

⁽¹⁵⁾ なお、本件では、犯罪から正式起訴まで約11ヶ月が経過しているが、被告人は、正式訴追開始前の遅延（preindictment delay）を争点とはしなかった。United States v. Strunk, 467 F.2d 969 (1972), at 971.

⁽¹⁶⁾ United States v. Strunk, 467 F.2d at 973.

条項違反の判断に対し訴追側から何ら申立がないため、本件の唯一の問題は、原審の救済方法が適切かどうかである⁽¹⁷⁾。

まず、Smith 判決で指摘したように⁽¹⁸⁾、既に別の犯罪で刑務所に収監されている場合であっても、裁判の遅延は刑の同時執行を受ける機会の喪失等をもたらすため、被告人には迅速に裁判を受ける利益がある。また、原審の指摘するとおり、Barker 判決で示した判断枠組みは柔軟なものである。しかし、同判決は、条項違反の判断枠組みに関するものであって、違反が認められた場合に要請される措置・救済に関するものではない⁽¹⁹⁾。

迅速な裁判を受ける権利の侵害は、修正6条の規定する他の権利の場合とは異なる。公開の裁判を受ける権利、証人对審権等が侵害されたと認められる場合、原則として、新たな裁判においてそれらの権利の保障を与えることによって、その瑕疵は治癒される。これに対し、迅速裁判の保障は、長期の遅延による心労 (an emotional stress) に配慮したものである。こうした負担は、他の犯罪により既に収監されている被告人にも生じる。確かに、この場合には、家族関係、雇用等は既に瓦解しており、その点で配慮の必要性は後退する。しかし、矯正・更生の見込み (prospect of rehabilitation) において不利益を蒙ることになる。そして、原審が選択した救済・措置では、こうした弊害に対処できない。

Barker 判決では、手続打ち切りという手段について、重大な犯罪を行なったかもしれない者を裁判なく放免してしまう点で、「過大な救済手段 (unsatisfactorily severe remedy)」であると評した。しかし、憲法との関係で、このような重大な救済手段が要請される事態は特異ではなく、条項の趣旨からすると、その違反に対しては、手続打ち切りが唯一の救済手段である。

(17) Strunk v. United States, 412 U.S. at 437

(18) *Id.* at 438 (citing Smith v. Hooey, 393 U.S. 374 (1969) at 378). Smith 判決については、前掲注(1)「初期展開」17頁以下参照。

(19) *Id.* at 438-439.

3 遅延による不利益の証明：Moore 判決（1973年）⁽²⁰⁾

(1) 事実の概要

本件では、条項違反を認定する際に、遅延による不利益の積極的な証明 (an affirmative demonstration of prejudice) が必要かどうかが問題となった。被告人 Moore は、アリゾナ州において謀殺の罪で起訴された。被告人は、州当局に対し、服役中のカリフォルニア州から速やかに身柄の引き渡しを受けるよう求め、それから約28ヶ月後（起訴から約3年後）に公判が開かれることになった。公判前に被告人は、迅速な裁判を受ける権利の侵害を理由に、州のヘイビナス・コーパスを請求したが斥けられ、裁判の結果、有罪判決を受けた。その後、州最高裁も、条項違反が認められるためには、防衛上の不利益の証明が必要不可欠であるとした上で、本件では予備審問が開かれ、証人を召喚する機会が与えられていたのであるから、斯かる不利益は認められない等として、被告人の主張を斥けた⁽²¹⁾。

(2) 裁判所の判断

州の裁判所は、Barker 判決の理解及び本件へのあてはめにおいて、根本的な誤り (fundamental error) を犯している。迅速な裁判を受ける権利に対する侵害が認められるために、不利益の積極的な証明は必要不可欠ではない。Barker 判決は、考慮すべき4つの要素のいずれかを必要または十分条件とみなしてはならない旨を判示し、こうした理解を明確に斥けている。遅延による不利益の虞 (possible prejudice) の他に、裁判所は、身柄が拘束されている被告人を公判に付するに際して遅延が生じた理由を慎重に考慮しなければならない。

被告人からの度重なる要請がある場合、訴追側が、被告人を公判に付するために、善意誠実に努力する憲法上の義務 (constitutional duty to make a

⁽²⁰⁾ Moore v. Arizona, 414 U.S. 25 (1973) (per curiam).

⁽²¹⁾ State v. Moore, 506 P.2d 242 (1973) at 244. なお、州最高裁は不利益を認めなかったが、連邦最高裁は、2人の重要証人のうち1人が訴追後に退去強制を受け、利用不能になったと指摘している。Moore v. Arizona, 414 U.S. at 25 n.1.

diligent, good-faith effort) を果たしたかどうかが問題となる。また、遅延によって被告人が蒙る不利益は、防御上のもの (possible prejudice to his defense) に限られるわけではない。Marion 判決で指摘したとおり、不当な遅延は、実体審理における防御に対する不利益の虞とは全く別に (wholly aside)、また、保釈の有無にかかわらず、失職、人間関係の崩壊、誹謗等により個人の自由を実質的に侵害する虞がある⁽²²⁾。これらの不利益の深刻さは事案によって様々であるが、どのような場合にも一定程度認められる不利益である。確かに、被告人が他の州で有罪とされ、既に収監されている場合、これら不利益の考慮の仕方は相当異なるものになる。しかし、有罪とされ収監されている者にとって、未決の訴追が、仮出所の可能性や矯正・更生の有効性等に与える影響を軽視することは許されない。州の訴追当局も、本件の約3年の遅延が許容される限界事例 (a close case) であると認めており、迅速な裁判を受ける権利の重要性に鑑み、原判決を破棄し、先例に従って、被告人の主張を審査し直すよう命ずる⁽²³⁾。

4 逮捕から正式起訴までに生じた遅延：Dillingham 判決 (1975年)⁽²⁴⁾

(1) 事実の概要

本件では、逮捕から正式起訴までに遅延が生じた場合の対応が問題となった。被告人 Dillingham は、組織的に実行された州際自動車窃盗において中心的な役割を担ったとして、5名の共犯者とともに起訴された。被告人は、1970年4月に逮捕、翌月に保釈された後、1972年2月に正式起訴され、連邦地裁において有罪とされた。被告人らの控訴に対し、第5巡回区連邦控訴裁は、逮捕と正式起訴の間に生じた遅延に関する被告人の主張に関しては、先例として判断する意義があるとし、次のように判示した⁽²⁵⁾。すなわち、被告

⁽²²⁾ Moore v. Arizona, 414 U.S. at 27 (citing United States v. Marion, 404 U.S. at 320).

⁽²³⁾ なお、差戻し後の審理結果は判例集には見当たらず、不明である。

⁽²⁴⁾ Dillingham v. United States, 423 U.S. 64 (1975) (per curiam). なお、Burger 長官は結論に反対しているが、理由は示していない。

⁽²⁵⁾ U.S. v. Palmer, 502 F.2d 1233 (1974).

人は、逮捕から起訴までの約22ヶ月間の遅延が、修正6条の迅速裁判条項及び修正5条の適正手続条項に違反すると主張し、当該遅延の許否については、Barker 判決によって判断されるべきであるという。確かに、逮捕後起訴前の遅延は、迅速な裁判の保障の範囲内に含まれる。しかし、このような状況においては、遅延の程度や理由といった要素は周延的なものとなり、現実の不利益 (actual prejudice) が検討の中心となる。そのため、迅速裁判条項違反が認められるためには、その存在が証明される必要がある。もっとも、適正手続条項違反が問題となる場合とは異なり、訴追側が、被告人側を害する意図で遅延を生じさせたとの認定は不要である。遅延が訴追側の意図による場合に、迅速裁判条項に加えて、適正手続条項の違反も問題となり得るが、本件では訴追側の意図を示す主張や証拠が存在しないため、この点について判断する必要はない⁽²⁶⁾。

このように述べた上で、連邦控訴裁が、現実の不利益の証明がなく、迅速裁判条項違反は認められないとしたため、被告人側が上告した。

(2) 裁判所の判断

原審は、逮捕から正式起訴までに生じた遅延について、現実の不利益の証明 (a showing of actual prejudice) がない限り、迅速裁判条項違反は認められないとしているが、これは Marion 判決の理解を誤ったものである。同判決では、正式起訴の前に逮捕等が行われていない場合に、訴追の対象になっている犯罪の終結から正式起訴までの遅延が、迅速裁判条項違反に係る判断において考慮されるべきか (to be counted) どうか、問題になった。そして、逮捕され、訴追手続が開始された時点で、個人は「accused」となる旨を明らかにした。逮捕は、被逮捕者に犯罪を犯したと思料する相当な理由を示して行われるものであるから、その後の保釈の如何にかかわらず、個人の自由に対する重大な侵害となる。迅速裁判条項が特に保護の対象とするのは、正式・略式起訴又は逮捕等の刑事訴追への応答を目的とした拘束によって課

⁽²⁶⁾ *Id.* at 1235.

される現実の制約 (actual restraints) であることは明らかである⁽²⁷⁾。そのため、迅速裁判条項の適用のために、正式起訴又は略式起訴を待つ必要はない。

5 小 括

以上、Barker 判決直後にその判断枠組みを前提に、迅速裁判条項に係る判例法理の確立が試みられた3つの判断を概観した。これらに反対意見の明示はなく、連邦最高裁判所の内部で激しい見解の対立はなかったことが窺われる。

Strunk 判決では、条項違反が認められた場合の対応が明示された。Barker 判決でも、条項違反には手続打ちりで対応するほかないと示唆されていたが、同時に、遺憾の意も示されていたため⁽²⁸⁾、他の対応が許容される余地もあるかにみえた。しかし、連邦最高裁は、——条項違反に対して訴追側が異議を申し立てていない点に不満を示しながらも——手続打ちりが唯一の措置であるとした。法廷意見を執筆した Burger 長官は、当時、違法収集証拠排除法則に対して厳しい批判を展開していた⁽²⁹⁾。条項違反に手続打ちりで対応する場合は、排除法則と同様に社会的に大きな代償を伴うことになるが、全裁判官一致で、手続打ちりに限定される旨の判断が示された意義は大きい⁽³⁰⁾。

原審は、手続打ちり等の厳格な対応が、条項違反の認定を躊躇わせる一因であると指摘していたが、Strunk 判決後はこうした傾向に拍車がかかったと指摘されており⁽³¹⁾、理論的にも同判決には厳しい批判が加えられている。批判の主眼は、手続的な瑕疵に対する措置として例外である手続打ちりを選択した点よりも——Strunk 判決でも同じく修正6条が保障する公開の裁判を

(27) Dillingham v. United States, 423 U.S. at 65.

(28) 前掲注(2)「2つの潮流」64頁。Barker 判決当時の手続打ちりに関する議論については、同79頁以下参照。

(29) Burger 長官による排除法則批判論については、井上正仁『刑事訴訟における証拠排除』(弘文堂、1985年)92頁以下、110頁以下参照。

(30) See Amsterdam, *infra* note 32 at 536. Amsterdam は、後述のように Strunk 判決を厳しく批判し、その射程を限定しようと試みているが、その関係で、排除法則に批判的な Burger 長官が法廷意見を執筆していることを問題視している。

(31) Joseph, *supra* note 12 at 619.

受ける権利等を例に、新たに適正な審理の機会を付与するのが一般的であることは認められている——、それを「唯一」とした点に向けられている⁽³²⁾。というのも、迅速裁判条項によって保護される利益は一つではなく、また、——相互に関係するとしても——個別に侵害の有無・程度を観念できる以上、侵害が問題になる利益の性質に応じて、要請される対応は異なると考えられるからである。例えば、遅延による(i)不当且つ酷な公判前の身柄拘束が問題となっている場合には、身柄拘束からの解放等で対応可能といえる⁽³³⁾。また、(ii)公訴に伴う精神的負担が問題となっている場合には、迅速な手続の進行(あるいは、一旦、再起訴を許すかたちで公訴を棄却する)等で対応可能といえる⁽³⁴⁾。(iii)防御上の不利益が問題となる場合には、新たに機会を付与したとしても公正な裁判が実現できない状況に陥っているため、手続打切りが要請されるといえるが、(i)(ii)の場合を考えると、それが「唯一」の措置とはいえない、というのである⁽³⁵⁾。

(32) Strunk 判決直後に厳しい批判を加えたものとして、Anthony G. Amsterdam, *Speedy Criminal Trial: Rights and Remedies*, 27 STAN. L. REV. 525 (1975), at 535がある。See also, Goldfarb *supra* note 4 at 633. Goldfarb は、Amsterdam の批判に同調した上で、条項の趣旨との関係で、Strunk 判決と、Marion 判決とを整合的に理解することが困難である点を指摘し、Doggett 判決前の判例法理の混迷を描写している。Doggett 判決後に Strunk 判決を厳しく批判するものとして、Akhil Reed Amar, *Sixth Amendment First Principles*, 25 ANN. REV. CRIM. PROC. 641 (1996) at 650がある。

(33) Amsterdam, *supra* note 32 at 535; Amar *supra* note 32 at 652.

(34) Amsterdam, *supra* note 32 at 535; Amar *supra* note 32 at 654.

(35) Amsterdam, *supra* note 32 at 535. Amsterdam は、「不当な遅延が裁判所の関与が認められる段階で生じ、それによる防御上の不利益の虞はないという場合、手続打切りという対応は全くもって不適当である (wholly inappropriate)」として批判を総括している。Id. at 537.

See also Amar *supra* note 32 at 656-658. Amar も「手続打ち切りは、身体的自由に対する不利益、精神の平穩に対する不利益の場合には、決して、適切な救済ではない。それは、裁判の信頼性が損なわれた場合のみ、適切な救済である。この場合には、訴追側が告発を遅延させたために、無辜の者が処罰される危険性という、許容できない危険が裁判に生じている。」としている。なお、Amar は、訴追側の憲法違反が原因で無罪を証明する証拠が失われた場合であっても、手続打切りは重い制裁であるとし、遅延による防御上の不利益を陪審に愁訴する機会を与え、「疑わしきは被告人の利益」で対処する余地も認めている。その上で、代わりに手続打切りで対応するとするならば、その根拠は無罪と推定される被告人を保護する点に求められるべきである、としている。Id. at 671-674.

また、条項の趣旨に係る見解の対立が顕在化した時期には、Strunk 判決に関しては、(iii) が条項の趣旨の中で最も重要であるとする Barker 判決の見解に整合的であるが、他方で、—— Marion 判決に依拠する —— 次節で取り上げる適用範囲に係る判例群とは相容れないとの指摘がみられる⁽³⁶⁾。また、Doggett 判決後に条項に係る判例法理を分析した Amar は、手続打切りが唯一の措置という命題が、その他の判例法理に真っ向から反している (betrays all this) と批判している⁽³⁷⁾。もっとも、こうした批判にもかかわらず、条項違反に対しては手続打切りが唯一の措置であるとの立場は今日でも維持されている⁽³⁸⁾。

続く、Moore 判決では、条項違反の認定にとって、防御上の不利益の証明は必要不可欠ではないとの判断が示された。ここでは、4つの考慮要因について、いずれも必要又は十分条件ではないとした Barker 判決が確認されたに過ぎないともいえる。しかし、防御上の不利益を条項の趣旨から切り離す Marion 判決を前提とすると、その点の証明はそもそも条項違反には関係がない、という判断もあり得た。他方、Strunk 判決を前提とすると、手続打切りという厳格な対応を最も正当化し得る防御上の不利益の証明を必要不可欠とする判断もあり得たところであり、同判決には判然としないところが残る。実際、この点の不明確さは、後の対立の一因となっている。

最後に取り上げた Dillingham 判決では、逮捕後起訴前の遅延について、適正手続条項に係る Marion 判決によるべきか、迅速裁判条項に係る Barker 判

(36) Goldfarb *supra* note 4 at 632–633.

(37) Amar, *supra* note 32 at 650.

(38) LAFAYE ET AL., *supra* note 12 at § 18.1(e). 最近、法律上誤った裁判地における陪審による事実審理が終了した後に、同じ事件について再審理をすることが、二重の危険禁止条項との関係で許容されるか否かが争点となった事案において、連邦最高裁は、「『有罪判決に至る過程における害ある手続的瑕疵 (prejudicial trial error)』に対する一般的な救済は、新たな審理機会の付与であり、再訴追の禁止ではないという原則に対し、我々は一つの例外を認めている。それは、迅速裁判条項違反であり、これは憲法上の他の刑事被告人の権利と本質的に異なる」と判示している。Smith v. United States, 599 U.S. 236 (2023), at 242. 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2022年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学58巻1号115頁〔小島淳〕参照。

決によるべきか、第5巡回区の混乱が是正された。Marion 判決によるならば、——同判決は、逮捕前の遅延を理由に適正手続条項違反が認められるか否かの判断枠組みを明示してはいないが——潜在的・抽象的な不利益は出訴期限制度によって対応されているのであるから、その具体的な証明を必要とする余地もある⁽³⁹⁾。これに対し、連邦最高裁は、逮捕から起訴までの期間には、迅速裁判条項が適用されるとし、Barker 判決の枠組みを用いるべきことを明らかにした。そこでは、条項の対象に関し、「正式・略式起訴又は逮捕等の刑事訴追への応答を目的とした拘束によって課される『現実の制約 (the actual restraints)』』という新たな概念が用いられている。しかし、この「現実の制約」と証明不要とされた「現実の不利益」の異同については詳らかにされておらず、この点も、後の対立の一因となっている。

Ⅲ 条項の適用範囲と趣旨・再論

1 本節の目的

本節では、再度の訴追までの遅延に関する MacDonald 判決 (1982年)、中間上訴における遅延に関する Loud Hawk 判決 (1986年) の2つを取り上げる。1980年代初頭には、同一の犯罪行為による再度の訴追 (successive prosecutions) の場合に、迅速裁判条項が適用されるのは、最初の訴追の時点か、再訴追の時点か、連邦の下級裁判所の間で見解の対立がみられた⁽⁴⁰⁾。本節で取り上げる判決は、こうした対立に終止符を打った点で、前節のものと同様に判例法理の確立に資する判断といえる。しかし、ここでは、いずれも反対意見が示され、Marion 判決の意義・射程をめぐる見解の対立が顕在化している。条項の適用範囲という Marion 判決の場合と同じ論点が扱われたため、趣旨に関

⁽³⁹⁾ 前掲注 (2) 「2つの潮流」54頁以下。

⁽⁴⁰⁾ See e.g., Nancy Nowlin Kerr, *Sixth Amendment Right to Speedy Trial Does Not Apply During Interim Between Dismissal of Charges and Susequent Indictment by Same Sovereign*, 14 St. MARY'S L.J. 113 (1982) at 118; Paul R. Clevenger, *Narrowing the Scope of the Speedy Trial Right: United States v. MacDonald*, 36 Sw. L.J. 1213 (1983) at 1217.

する議論が再燃したものと見受けられる。

2 訴追の取下げから再度の起訴までの遅延：MacDonald 判決（1982年）⁽⁴¹⁾

(1) 事実の概要

本件では、迅速裁判条項に係る判断において、軍法上の訴追手続の中止から、通常の刑事法上の正式訴追が行われるまでの期間が考慮されるかが問題となった。

1970年2月、陸軍所属の医師である被告人 MacDonald の妻と2人の娘が自宅で殺害された。被告人からの通報を受けて、現場に駆けつけた軍警察は、負傷し、意識を失って倒れている被告人を発見した。その後の聴取において、被告人は、奇妙な風体の一团に襲撃されたと語ったが、その内容が現場の状況と大きく食い違っていたため、被告人に嫌疑が向けられることとなった。その後、軍の犯罪捜査局によって、被告人は身柄を拘束され、3件の謀殺の罪で正式に告発された。軍法により任命された担当者による捜査が行われたが、その結論は、告発を棄却すべきというものであった。これを受けて、同年10月に軍法上の告発は棄却され、被告人は名誉除隊を認められたが、司法省からの要請を受けて、軍による捜査は継続された。そして、その報告を受けた司法省は1974年8月に本件を大陪審に付議し、被告人は3件の謀殺の罪で正式起訴された。公判に先立ち、被告人は、迅速裁判条項違反等を主張したが、連邦地裁は申立てを斥けた。中間上訴を認めた控訴裁は、軍当局が司法省に報告書を提出した1972年6月から、大陪審が招集された1974年8月までの遅延によって、被告人の迅速な裁判を受ける権利が侵害されたと判示し、手続を打ち切った。

(41) United States v. MacDonald, 456 U.S. 1 (1982). Burger 長官執筆の法廷意見 (White, Powell, Rehnquist, O'Connor 各裁判官同調) のほか、Stevens 裁判官の結論同意意見、Marshall 裁判官の反対意見 (Brennan, Blackmun 各裁判官同調) がある。本件に関する邦語文献として、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第2巻』(成文堂、1986年) 87頁〔萩原滋〕、渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅲ』(中央大学出版部、1994年) 285頁〔前島充祐〕。

これに対し、連邦最高裁は、まず、公判前の迅速裁判条項違反の申立てを拒げた連邦地裁の判断に不服を申し立てることができるか否かという問題について判断するため、裁量上訴を認めた。そして、「迅速裁判条項の中核的な関心は、公判における事実認定過程の保護にある。通常、修正6条を根拠とする被告人の主張の本質は、時間の経過によって自らの無罪を立証する能力が損なわれたという点にある。そして、そのような主張は、一般に、公判後に初めて公正に評価し得る。」と判示し、条項違反の申立てに関しては、事実審理が終了するまで上訴できないとして、控訴裁の判断を破棄・差し戻した⁽⁴²⁾。差し戻し後の審理の結果、謀殺の罪で有罪とされた被告人が控訴したところ、控訴裁は、再度、条項違反を認めた。

(2) 裁判所の判断

1) 法廷意見 Marion 判決で示したとおり、逮捕又は起訴によって正式に訴追される前の遅延については、修正5条の適正手続条項及び出訴期限との関係で問題となり得るが、迅速裁判条項の問題ではない。同様に、訴追当局が、善意で正式に訴えを取り下げた(acting in good faith, formally drops charges)後は、迅速裁判条項は適用されない。訴追取下げ後の不当な遅延は、訴追前の不当な遅延と同様に、適正手続条項との関係で問題となり得るが、迅速裁判条項とは関係がない⁽⁴³⁾。

同様に Marion 判決で示したように、迅速裁判条項は、時の経過による防御上の不利益への対応を主たる目的とするものではない。この点の保障は、専ら適正手続条項及び出訴期限制度によって図られる。迅速裁判条項は、公判前の身柄拘束の長期化を防ぎ、身体的自由に対する制限を最小限にとどめること、並びに、逮捕又は刑事訴追の係属による精神的負担を軽減することを目的とする⁽⁴⁴⁾。

(42) U. S. v. MacDonald, 435 U.S. 850 (1978). 法廷意見は Bluckmun 裁判官が執筆した。

(43) United States v. MacDonald, 456 U.S. at 6-7.

(44) *Id.* at 8.

公訴が棄却された者がおかれている状況は、捜査の対象となっている者と大差ない。確かに、捜査が継続しているという事実は精神的負担の原因となる。しかし、これは一旦起訴され、その後公訴棄却となった場合に限られない。

軍による逮捕から、大陪審による正式起訴までの間、正式な訴追が係属していたという原判断は誤っている。本件では、軍による訴追は、犯罪から1年足らずで終了している。それ以降、大陪審による正式起訴まで、被告人が身柄を拘束されたことはなく、何ら訴追の対象にはなっていなかった。当初の訴えが取り下げられた後も捜査が継続したことによって、被告人が諸々の不利益を被ったことは否定できない。しかし、軍による当初の訴追がなかったとしても、同様の結果は生じていたであろう⁽⁴⁵⁾。

正式起訴から公判までの期間の遅延は、原審も被告人も認めているように、専ら被告人の申立てに起因するものであり、条項違反にあたるものではない。原判決を破棄し、本件を差し戻す⁽⁴⁶⁾。

2) Stevens 裁判官の結論同意意見 反対意見がいうとおり、軍による訴追の棄却から正式起訴までの期間は、迅速裁判条項の対象になっていると考える。限界事例といえるが、本件のような重大な犯罪については、訴追するかどうかを最終的に決定する前に、当局に熟慮する機会を与えるべきであるため、法廷意見の結論に同意する⁽⁴⁷⁾。

3) Marshall 裁判官の反対意見 法廷意見は、端的に、正式な訴追が係属していない期間に迅速裁判条項の適用はない、とする。しかし、その単純明快さの代償として、条項の文言と乖離し、先例と整合性を欠き、迅速な裁判を保障する目的を損なう結果になっている。まず、文言上、迅速な裁判を受け

(45) *Id.* at 9-10.

(46) *Id.* at 11.

(47) *Id.* at 11.

る権利を享受するためには、被告人は継続して訴追されていなければならない、との制限はない。寧ろ、訴追当局が訴追意思を完全に放棄するまで、条項によって保護される、と解釈すべきである⁽⁴⁸⁾。

また、法廷意見は、先例に抵触する。Klopfers 判決では⁽⁴⁹⁾、当初の裁判が審理無効になった後、検察官が訴追中止 (nolle prosequi with leave) を申し立て、許可された。その結果、被告人は身柄拘束及びそれに伴う各種負担から解放されたが、検察官はいつでも再訴が可能な状況にあった。これについて、当裁判所は、被告人の異議申立てにもかかわらず、無制限に訴追の再開を延期することは、迅速な裁判を受ける権利を侵害する、とした。この場合、厳密にいえば、被告人が身柄拘束から解放された時点で、公訴が棄却されたわけではない⁽⁵⁰⁾。しかし、訴追の再開に裁判所への申立てという積極的な措置を要するため、実質的には、訴追中止から当該措置が講じられるまで、訴追は係属していなかったといえる。Klopfers 判決は、当初の訴追が終結し、身柄拘束を解かれた後でも、被告人が被る精神的負担から、迅速裁判条項の適用が要請される旨を示したものと見える⁽⁵¹⁾。

また、法廷意見は Marion 判決に依拠しているが、同判決は、正式に訴追された後にそれが取り止められた場合と、一度も正式な訴追が行われていない場合とを、憲法的に同視できるとは判断していない。加えて、同判決では、正式な訴追より前に条項を適用する場合の問題点として、逮捕し得た時期又は起訴し得た時期の特定、証明が非常に困難である旨の指摘がみられる。しかし、本件のように、同一の内容により、再度の訴追が行われる場合には、最初の訴追の時点から条項が適用されるのであるから、そうした手続上の障

(48) *Id.* at 15.

(49) *Klopfers v. North California*, 386 U.S. 213 (1967). 同判決については、前掲注(1)「初期展開」13頁以下参照。

(50) 法廷意見は、Klopfers 判決について、州法に規定されている特異な訴えの取下げが行われた事例であるとし、実質的には、訴えの取下げは行われていなかった、としている。
United States v. MacDonald, 456 U.S. at 8 n.8.

(51) *Id.* at 15-16.

害はない⁽⁵²⁾。

正式な訴追に伴う精神的負担は、当初の訴追が一時的になくなったからといって、消え去るものではない。とりわけ、本件のように、当初の訴追と同一の犯罪事実に係る捜査が継続中であることを被告人及び社会一般の人々が認識している場合には尚更である。法廷意見は、一旦訴追され、その後中断された者について、捜査の対象となっている者と何ら異なるところはない、という不合理な (absurd) 想定にもとづいている。当初訴追の取下げ・棄却と共に迅速裁判条項による保護は消滅するという法廷意見は、条項の文言・趣旨、先例と整合しないだけでなく、非常識でもある⁽⁵³⁾。

法廷意見は、悪意による遅延の結果、被告人に実際に不利益が生じた場合には、適正手続条項による保護が与えられるというが、その保護は限定的である。正当な理由はないものの、意図的とはいえぬ遅延には、保護は及ばない。悪意でさえなければ、正当な理由がなくとも、再度の訴追を遅らせることを許す点で、法廷意見の立場には濫用の危険がある⁽⁵⁴⁾。

本件の記録上、1972年6月の報告書の提出から1974年8月の大陪審付議に至る遅延に正当な理由は認められない。被告人が早期の手続遂行を求めていたこと、長期間の精神的負担、雇用上の不利益を被ったことは明らかであり、防衛上の不利益を被った虞があることに鑑みれば、迅速な裁判を受ける権利の侵害があったと認めるべきである⁽⁵⁵⁾。

2 中間上訴における遅延：Loud Hawk 判決（1986年）⁽⁵⁶⁾

(1) 事実の概要

本件では、中間上訴に係る遅延が条項の対象になるかが問題となった。被

⁽⁵²⁾ なお、Marshall 裁判官は、Marion 判決が訴追前の遅延に迅速裁判条項の適用はない旨を判断した際に、出訴期限制度に言及している点について、本件のような謀殺罪の場合、出訴期限は存在せず、迅速裁判条項に代わる保護はない、と指摘している。Id. at 17 n.1.

⁽⁵³⁾ Id. at 17-19.

⁽⁵⁴⁾ Id. at 20-21.

⁽⁵⁵⁾ Id. at 21-24.

⁽⁵⁶⁾ United States v. Loud Hawk, 474 U.S. 302 (1986). Powell 裁判官執筆の法廷意見 (Burger

告人 Loud Hawk らは、1975年11月に銃火器及び爆発物の不法所持の罪等で正式起訴された。翌年2月から連邦の裁判所で審理される予定であったが、公判に先立ち被告人らは、当局が故意又は過失により証拠であるダイナマイトを破棄したことを理由とする証拠の排除と、審理の延期を申し立てた。裁判所が証拠の排除を認めたため、訴追側は中間上訴すると共に、審理の延期を求めた。裁判所は、延期を認めず、審理を行おうとしたが、直前になって訴追側が準備が完了していないと回答したのを受けて、連邦刑事訴訟規則48条(b)に従い、手続を打ち切った(dismissed the indictment with prejudice)。訴追側が直ちに控訴し、先の中間上訴に係る申立てと併せて審理されることになった。当初の中間上訴から約46ヶ月が経過した後、第9巡回区控訴裁は漸く、いずれについても原判断は誤りであるとの判断を示した。その後に発せられた職務執行令状を受けて、地裁が公訴提起を命じたところ、被告人らは、報復的訴追(vindictive prosecution)等の様々な異議を申し立てた。その一部を裁判所が容認したため、双方が中間上訴し、約29ヶ月にわたる審理の結果、控訴裁は訴追側の主張を容れ、再度、職務執行令状を発した。これを受けて、1983年4月に公判が開かれることとなったが、再度訴追側が延期を申し立てたため、地裁は、同年5月に迅速裁判条項違反を理由に手続を打ち切り、控訴裁もこの判断を是認した。

(2) 裁判所の判断

1) 法廷意見 本件においては、まず、迅速裁判条項が、正式起訴されておらず、また何ら公的な制約を受けていない期間にも適用があるか(applyes to time during which respondents were neither under indictment nor subjected to any official restraint)、を検討する必要がある。次に、中間上訴における遅延が適切に考慮されているかを検討する必要がある⁽⁵⁷⁾。

長官、White, Rehnquist, O'Connor 各裁判官同調)のほか、Marshall 裁判官の反対意見(Brennan, Blackmun 各裁判官同調)がある。

⁽⁵⁷⁾ United States v. Loud Hawk, 474 U.S. at 304.

被告人らは、手続打ち切り後も訴追側は訴訟追行に積極的であったこと、また、本件では中間上訴の間、釈放されていたが、保釈金が課される虞があったことを理由に、当該期間も考慮されるべきであると主張する⁽⁵⁸⁾。しかし、公訴が棄却され、特段の制約なく釈放された後の被告人らの状況は、捜査の対象になっている者と同じであったといえる。また、被告人らは、当初の手続打ち切り後も、実際には弁護人の援助を受ける必要があり、現実の制約(actual restraint)を受けていたのであるから、同条項による保護を認めるべきである旨を主張するが、説得力を欠く。MacDonald 判決の法理のもとでは、身柄拘束等の自由に対する重大な制限 (incarcerated or subjected to other substantial restrictions on their liberty) がない場合、その期間が迅速裁判条項との関係で有利に考慮されることはない (should not weigh that time towards a claim under the Speedy Trial Clause.)。

次に、中間上訴における遅延に対する評価について検討する⁽⁵⁹⁾。上訴手続における不当な遅延 (an unduly long appellate process) に対しても、迅速裁判条項は被告人に対する重要な保護手段となる。他方で、上訴 (the process of appellate review) に関しては、重要な公共の利益が存在する。迅速裁判に係る被告人の利益と、法に則った上訴に係る公共の利益が対立する場合にも、Barker 判決で示した判断枠組みによって適切に対応することができる。考慮すべき事情のうち、遅延の程度は、迅速裁判違反の主張の審査にとって閾値にあたり、不利益が推認される程度のものでなければならない。本件で関係する期間は90ヶ月であるが、不利益を推認させるには充分である⁽⁶⁰⁾。

権利主張の有無の点は、本件では被告人の不利に判断される。控訴審は、被告人らが繰り返し迅速裁判条項違反を主張している点を重視している。しかし、その事実のみで、適切な権利主張があったとはいえない。被告人らは迅速な裁判を求める一方で、徒に再審理や裁量上告を申立てて、約6ヶ月も

⁽⁵⁸⁾ *Id.* at 310.

⁽⁵⁹⁾ *Id.* at 312.

⁽⁶⁰⁾ *Id.* at 314.

無駄にしている。また、被告人に対する不利益について、控訴審はこの事情をさほど重視しておらず、証人が利用不能になった、あるいはその記憶が曖昧になった等により公正な裁判の実現が脅かされた虞がある、と述べるにとどまる。しかし、このような不利益の可能性 (possibility of prejudice) で迅速裁判条項違反を認めることはできない。証明責任を負っているのは訴追側であり、時の経過は、被告人に対する不利益と同様に、訴追側がこの責任を果たすことを困難乃至不可能にする虞がある⁽⁶¹⁾。

多くの訴訟において分水嶺となるのは遅延の理由である。Barker 判決で述べたとおり、遅延の理由に応じて、その評価は異なる。上訴には重要な公共の利益がある以上、訴追側による中間上訴の申立ては、一般的に、遅延を正当化する理由といえる。上訴の目的及び相当性を評価するに際しては、上訴に係る争点について訴追側の主張が認められる見込み、当該争点の重要性、事件の重大性など様々な事情が考慮される必要がある。これに関して、被告人らは、本件の遅延を自らに有利に考慮すべき理由を何ら示していない。訴追側に悪意あるいは時間稼ぎの意図があったとの証明はなされていない。これに対し、いずれの争点についても訴追側の主張には然るべき理由がある。また、控訴審が原判断を覆しているという事実からも、その相当性につき一応の証明があるといえ、犯罪の重大性も認められる。他方、この間、被告人らは何ら現実の制約を受けていない⁽⁶²⁾。

残るは、被告人らの中間上訴による遅延に対する評価である。上訴を申し立てた被告人は、それに関する手続の間、訴追側又は裁判所が不当な遅延を生じさせたことを証明する責任を負う。上訴という手段を用いた被告人は、通常、地裁への差戻し後に更に、迅速裁判条項違反による手続打ち切りという恩恵を受けることはできない。本件の場合、中間上訴における被告人らの主張は、審理に要した時間を有利に考慮するには、あまりに根拠が薄いもので

(61) *Id.* at 314-315.

(62) *Id.* at 315-316.

あったといわざるをえない⁽⁶³⁾。

よって、本件については、遅延は被告人らの権利を侵害するものとはいえず、手続打切りという過剰ともいえる救済を認めることはできない。

2) 反対意見 正式な訴追 (formal accusation) の対象ではなかったことと、自由に対する「現実の制約 (actual restraints)」がなかったことの2つを根拠に、法廷意見は、本件の訴追側による中間上訴の期間に、迅速裁判条項の適用はない (does not apply) としている。しかし、これらの理由はいずれも充分ではない⁽⁶⁴⁾。

Marion 判決において、当裁判所は、逮捕又は起訴により、被告人が犯罪を犯したと推定する相当な理由が示されない限り、迅速裁判条項の適用はないと判示した。それより前の時点では、「公訴 (public accusation)」の対象になっているとはいえ、その間の遅延に対する保護は、適正手続条項と出訴期限のみである。この法理に従い MacDonald 判決においても、当初の軍法上の訴追手続が終了した後は、犯罪捜査の対象になっている者一般と同様の状況にあり、「訴追されている者 (accused)」ではないとした。しかし、本件には、この理は妥当しない。

まず、本件の被告人は、訴追側による中間上訴の間、出訴期限による保護を受けることができなかった。逮捕前の遅延は迅速裁判条項の問題ではないとした Marion 判決において、出訴期限による保護の存在は重要な要素となっている⁽⁶⁵⁾。また、本件で訴追側は、訴えを取り下げていない。United States v. Loud Hawk と銘打たれた事件は、裁判所の未決訴訟事件一覧表に掲載されたままであり、本件被告人は正式に訴追された状態にあったと考えられる⁽⁶⁶⁾。

⁽⁶³⁾ *Id.* at 316.

⁽⁶⁴⁾ *Id.* at 318.

⁽⁶⁵⁾ *Id.* at 318-319.

⁽⁶⁶⁾ 反対意見は、MacDonald 判決のような訴えの取下げの場合、再び起訴するためには、訴追側は大陪審の手続を経る必要があるのに対し、裁判所による公訴棄却の場合、控訴

もっとも、MacDonald 判決の事案との最も重要な違いは、本件の場合、訴追側による上訴手続が係属している間、被告人の身体が剥奪される虞があったという点である。迅速な裁判を受ける権利が保障されている趣旨のひとつに、長期にわたる自由に対する制限の防止があり、MacDonald 判決の場合には、身体が制限される可能性が皆無であった点が重要であった。これに対し、本件のような状況にある被告人は、制定法上、身柄を拘束され公判を待っている被告人と同様の制限を受ける可能性がある。本件において、裁判所は、釈放する条件として保釈金を納めさせることもできたし、その身柄を拘置所 (jail) に留め置くこともできたのである。こうした状況からすると、本件被告人は、逮捕されたが未だ起訴されていない者と殆ど同じ状況であったといえる⁽⁶⁷⁾。

本件の上訴係属中、被告人が身柄を拘束されていた、あるいは保釈金を納めて釈放されていたとしたら (subject to incarceration or bail), MacDonald 判決の法理は妥当しないと脚注で認めていることからすると⁽⁶⁸⁾、法廷意見も本件が、逮捕前の遅延よりも、逮捕後・正式起訴前の遅延に準えるのが相応しいと考えているように見受けられる。しかし、そうすると、法廷意見は、逮捕後・正式起訴前の遅延については、被告人が「現実の制約」を受けている場合にのみ、迅速裁判条項が適用される、との見解を示していることになる。これによれば、逮捕され、保釈金を納めて釈放された (arrested and released on bail) 被告人は「accused」であるのに対し、逮捕され保釈金によらず釈放された (arrested and released without bail) 被告人は「accused」ではない、ということになるが、そのような解釈は先例と明らかに抵触する。逮捕または起訴により、訴追側が正式な訴追手続を開始すれば、迅速裁判条項が適用されるという Marion 判決の解釈は、確立されたものである。また、Dillingham 判決においては、逮捕後、起訴前の遅延に対し、迅速な裁判を受

裁判所の手続のみで訴訟を再開できるという違いがあると指摘している。Id. at 320 n.2.

⁽⁶⁷⁾ Id. at 320-321.

⁽⁶⁸⁾ Id. at 311 n.13.

ける権利を主張する際に、「現実の不利益 (actual prejudice)」は要件ではない旨が明らかにされた。本件法廷意見のいう「現実の制約」は、ここにいう「現実の不利益」に含まれるといえ、一旦斥けた解釈を特に理由なく採用するものといわざるをえない⁽⁶⁹⁾。

また、Barker 判決の枠組みの適用の仕方にも問題がある。法廷意見は、上訴における遅延について、訴追側の意図など専ら行為の相当性の観点から分析しているが、こうした手法は、迅速裁判条項の趣旨と相容れない。迅速な裁判を保障する義務を負っているのは、裁判所を含めた国であり、訴追機関は、善意を理由に当該義務から免れることはできない。原審は、率直に自らの非を認めているが、本件の遅延の原因が、2件の申立てを処理するのに約5年を要した裁判所にあるのは明らかである。裁判所側の事情による遅延については、被告人ではなく、訴追側が責めを負うべきである⁽⁷⁰⁾。

3 小 括

MacDonald 判決は、当初の訴追が棄却・取下げ等されれば、その人はもはや公的な告発の対象ではなく、自由を制限される状況にないと断じた。そして、当初の訴追が終了した後の期間を、正式な訴追手続開始前の期間に準え、迅速裁判条項の適用はないとし、再度の訴追の場合の条項の適用に係る裁判例の対立を終結させた。しかし、その法廷意見は、本案に先立つ判断——条項違反を認めない判断に関しては事実審理が終了するまで上訴できない (MacDonald 判決の「事実の概要」参照)——の理由付けと大きく異なる。そこでは、Bluckmun 裁判官は、条項の趣旨として (iii) の防御上の不利益を重視する立場から、それを公正に評価するのに最適な時機は、事実審理の終了後であるとしていた。これは、Barker 判決に依拠した条項の趣旨の解釈といえる。これに対し、本件法廷意見は、Marion 判決に依拠し、(iii) を条

⁽⁶⁹⁾ *Id.* at 323.

⁽⁷⁰⁾ *Id.* at 323-326.

項の主たる目的ではない旨を明らかにした⁽⁷¹⁾。ここから、条項の趣旨に関し、連邦最高裁内部で激しい見解の対立があることが分かる⁽⁷²⁾。

Bluckmun 裁判官が同調した反対意見は、防衛上の不利益の虞も考慮した上で、条項違反との結論を導いている。本稿の問題意識との関係では、(iii) を条項の趣旨に含める立場から、正式な訴追開始前の段階に条項の適用がないという Marion 判決の帰結を、逮捕し得た時期又は起訴し得た時期の特定・証明の困難さという手続上の理由に求めている点が注目される⁽⁷³⁾。

本判決の結果、訴追側は、迅速裁判条項との関係で証拠が不十分な場合に訴追を取り下げ、新たな情報が得られた場合にそれを再開することを躊躇する必要はなくなったともいわれている⁽⁷⁴⁾。もっとも、法廷意見は、明示的にその射程を、訴追側が善意で訴追を取り下げた場合に限定している。そのため、訴訟戦略上の優位性を確保する等の目的の場合には、条項違反と判断される可能性が残されている。しかし、—— 反対意見も注で疑問を呈しているとおおり⁽⁷⁵⁾ —— 正式に訴追されていない期間に条項の適用はない、という法廷意見の前提的理解からすると、正式に訴追されていない点に変わりはないのであるから、善意と悪意を区別する必要はない。この点で、法廷意見の論理には不明瞭さがある⁽⁷⁶⁾。

続く、Loud Hawk 判決は、MacDonald 判決の際と法廷意見（但し執筆者は異なる）も、反対意見も顔触れは同じであり、その延長線上にあるといえ

(71) *Id.* at 1220. 法廷意見が、Marion 判決に依拠し、条項の趣旨に (iii) が含まれないことを明確にしたと指摘している。

(72) Kerr, *supra* note 40 at 124. 条項の趣旨に関して最高裁の見解に変容がみられる旨を指摘している。

(73) *Id.* at 121. この点を反対意見の特徴として指摘している。

(74) *Id.* at 125.

(75) Marshall 裁判官は、次のような疑問を呈している。United States v. MacDonald, 456 U.S. at 21. n. 6. すなわち、本件における遅延が悪意によるものではなかったという法廷意見の指摘は、理解しがたい。修正第6条の適用範囲を法廷意見のように狭く解する場合、連続する各訴追の間の期間における訴追側の善意・悪意は、迅速な裁判を受ける権利が侵害されたか否かの判断にとって、全く無関係となる。なぜなら、その期間中、被告人は正式に訴追されているわけではないからである。

(76) Clevenger, *supra* note 40 at 1222.

る。本件では、規則による手続打切りに対する中間上訴における遅延が問題となったが、法廷意見は、——冒頭で紹介した迅速裁判法とは異なり——中間上訴一般ではなく、正式な起訴も身柄拘束もない期間に、条項が適用されるかという問題と捉えている。そして、MacDonald 判決を敷衍し、身柄拘束等の自由に対する重大な制限がない期間には条項の適用はないとした上で、それ以外の期間（90ヶ月）について——なお、算定に係る説明はなく、内訳は不明である——，Barker 判決の枠組みを用いて消極的な判断を示している。

法廷意見は、反対意見と同様に、本件の争点を条項の適用（apply）と捉えている。しかし、理由付においては、①遅延の程度においてどの期間を考慮すべきか（weigh）という問題と明確に区別されているとは言い難い。これに関して、裁判例の中には、Barker 判決の判断枠組みを用いる際に、①遅延の程度において、例えば、単に起訴から公判までの合計日数ではなく、その期間から、被告人側に帰責すべき事由や止むを得ない事由による期間を差し引くものもある。しかし、そうした事情は、②遅延の理由または③被告人側の主張の有無等で考慮すべきであるから、こうした方法は誤っていると指摘されている⁽⁷⁷⁾。Loud Hawk 判決にも類似の指摘が妥当するよう見受けられる。というのも、Marion 判決の基準は、正式な訴追手続が開始されているかという形式的なものであり、実質的な判断は不要である。これに対し、Loud Hawk 判決の基準では、Marion 判決に倣う前提として、正式な訴追手続開始前と同視できる期間かどうか——訴追に伴うものと同等の制約の有無——という実質的な考慮が求められる。結果、形式的な判断の際に、実質的な考慮が混入することになるからである⁽⁷⁸⁾。いずれにせよ、訴追されているかどうかという形式的な問題と、訴追に伴う負担があるかどうかという実

(77) LaFAVE, *supra* note 12 at § 18.1. (b). なお、LaFave は、Loud Hawk 判決に言及した直後に、この問題点を指摘している。

(78) MacDonald 判決が、条項の適用の問題であるにもかかわらず、訴追の取下げが善意によるか悪意によるかという区別を用いているのも、こうした実質的考慮の一つとみることもできる。

質的な問題の差異は、Doggett 判決で問題となる。

また、法廷意見は、予備審問（本件では、証拠に関する審問（evidentiary hearing））への出頭や弁護人の選任等の負担が「現実の制約（actual restraint）」にあたるという被告人側の主張を斥けている。他方で、本件で条項の適用はないとされた期間中に、被告人が身柄を拘束されていたか保釈金を納めていたとすれば、Barker 判決にもとづく比較衡量を行う必要があるとしている。この判示からは、釈放が保釈金によるか否かが条項の適用に有意と考えられていることが窺われるが、弁護人の選任等の負担と区別する理由は明らかにされていない。加えて、反対意見が指摘するように、保釈金による釈放か否かという区別が逮捕後正式起訴前の遅延にもあてはまるかどうかは、先例との関係で問題となる。Dillingham 判決の「現実の不利益」と「現実の制約」の異同に関する不明確さが、Loud Hawk 判決における対立を招いたといえよう。

最後に、本稿の問題意識との関係では、法廷意見が—— MacDonald 判決でも Loud Hawk 判決でも——、問題となった遅延期間に出訴期限の適用がないことを等閑視している点が注目される。Marion 判決が、条項の適用範囲を限定する理由の一つに、出訴期限制度をあげていたにもかかわらずである。訴追側の証明責任に言及しながら、防御上の不利益に係る単なる可能性では条項違反は認められない旨を判示していることも併せると、Loud Hawk 判決では、(iii) を重視しない姿勢がより鮮明になっているといえる。

IV 2つの潮流の衝突と、判例法理の現状

1 本節の目的

本節では、まず、条項の趣旨に係る判例法理の2つの潮流を統一した Doggett 判決（1992年）を取り上げる。Ⅲでみた2つの判決によって条項の趣旨をめぐる議論の大勢は決したかにみえる。しかし、Doggett 判決では、条項の趣旨に関する Marion 判決と Barker 判決の不整合が議論の俎上に載

せられた上で、一転して、Barker 判決の立場が支持されることになった。もっとも、同判決は、5対4の僅差によるものであり、また、その事実関係に特異な点があるため、先例的価値に疑問を呈する余地もある。そこで、続いて、量刑手続の遅延が問題となった Betterman 判決（2016年）を取り上げる⁽⁷⁹⁾。条項の適用範囲について、その趣旨の観点から判断されており、判例法理の現状を確認するのに適した事例と考えるからである⁽⁸⁰⁾。

2 条項の趣旨・決着：Doggett 判決（1992年）⁽⁸¹⁾

(1) 事実の概要

本件では、正式起訴から約8年が経過した後、被告人が逮捕され裁判が行われた場合に、迅速裁判条項違反が認められるかが問題となった。遅延は長期である一方、逮捕から裁判までの期間は僅かで不当な身柄拘束があったとはいえ、起訴されたことを知らないため訴追に伴う精神的苦痛もなく、防衛上の具体的な不利益の提示がないという点で特異な事案である。

1980年2月、被告人 Doggett は、コカインの輸入・頒布に係る共謀の罪で起訴された。本件の捜査を担当していた麻薬取締局の捜査官は、連邦保安官局（United States Marshal's Service）に対し、被告人らの身柄確保を要請し

(79) 本稿で取り上げるもの以外に、条項違反に係る審査において、原則として、公選弁護人に起因する遅延を訴追側の責めに帰すべきではないとした Brillon 判決がある。Vermont v. Brillon, 556 U.S. 81 (2009). Ginsburg 裁判官執筆の法廷意見（Roberts 長官, Scalia, Kennedy, Souter, Thomas, Akito 各裁判官同調）のほか、Breyer 裁判官の反対意見（Stevens 裁判官同調）がある。田中利彦編『アメリカの刑事判例Ⅱ』（成文堂、2019年）55頁〔原田和往〕で紹介した。

(80) Betterman 判決前の議論状況については、Kristin Saetveit, *Beyond Pollard: Applying the Sixth Amendment's Speedy Trial Right to Sentencing*, 68 STAN. L. REV. 481 (2016) を、同判決後の状況については、Sarah R. Grimsdale, *The Better Way to Stop Delay: Analyzing Speedy Sentencing Claims in the Wake of Betterman v. Montana*, 72 VAND. L. REV. 1031 (2019) を参照されたい。

(81) Doggett v. United States, 505 U.S. 647 (1992). Souter 裁判官執筆の法廷意見（White, Blackmun, Stevens, Kennedy 各裁判官同調）のほか、O'Connor 裁判官の反対意見、Thomas 裁判官の反対意見（Rehnquist 長官, Scalia 裁判官同調）がある。本判決を紹介した邦語文献として、山下克知「アメリカ連邦最高裁判所刑事判決——Doggett v. U.S., No. 90-857 [1992]——」研究論集59号（関西外国語大学短期大学部開設40周年記念論文集）563頁以下（1994年）がある。

た。翌月、この要請に従い、警察官が被告人の両親の家に向かったが、同人は不在で、母親の話では、数日前にコロンビアに向かったとのことであった。麻薬取締局の捜査官は、帰国時に身柄を確保するために、逮捕状が発付されている旨を関係機関に通達し、関係データベースに入力するなどした。その後、被告人がパナマで薬物関連事件で身柄を拘束されているとの情報を得たため、捜査官は非公式に合衆国への追放を求めた。パナマの当局はその旨を約束したが、結局、1982年7月に釈放された被告人はコロンビアに出国した。同地に数ヶ月滞在した後、被告人は帰国し、居を構え、結婚・就職し、平穏な生活を送っていた。1985年には、麻薬取締局も、コロンビアに出立したことを知ったが、そのまま滞在していると考え、特段の調査は行わなかった。そして、1988年9月（帰国から約6年、正式起訴から約8年半後）に、保安局が未執行の逮捕令状に係る調査を行ったところ、わずか数分で、被告人の居所と職場が判明し、同人は逮捕された。被告人が、迅速な裁判を受ける権利の侵害を主張したのに対し、連邦地裁は、遅延による具体的な不利益の証明がない等として、これを斥け、連邦控訴裁もこの判断を是認した。

(2) 裁判所の判断

1) 法廷意見 (ア) 判断枠組みについて 迅速裁判条項は、文理上、如何なる理由によるものであれ、訴追側が「被告人 (accused)」の裁判を遅延させることを禁じている。しかし、先例において、字義通りの解釈は完全に否定され、同条項については、4つの独立した検討項目 (four separate inquiries) により判断することとなっている。最初の項目は①遅延の程度である。これは実質的には2回、検討の対象となる。まず、条項違反の審査を求める場合、被告人は、訴追 (accusation) から裁判までの期間が、「不利益を推認させる」程度の遅延 (“presumptively prejudicial” delay) であることを示さなければならない⁽⁸²⁾。被告人がこれを示した場合、次に、裁判所は、当該遅延が

⁽⁸²⁾ 審査の端緒における「不利益の推定」 (“presumptive prejudice”) に関して、法廷意見は、統計的な蓋然性 (a statistical probability of prejudice) を意味するものではなく、

条項違反の審査に必要とされる最低限度をどの程度上回っているかを考慮しなければならない。裁判前の遅延は、それが長期であればあるほど、被告人に対し不利益をもたらすと推測されるため、この2回目の検討は重要な意味を持つ。本件では、起訴から逮捕まで約8年半という著しい間隔が空いており、これは審査の端緒として充分である⁽⁸³⁾。

次の項目は②遅延の理由である。訴追側は、被告人の所在確認等に然るべき注意を払っていたと主張する。しかし、過失 (negligence) があったとする原原審・原審の判断を相当程度尊重すべきである。訴追側は、これを反駁する資料を何ら提出しておらず、また、記録上もこの認定を疑わせる事情は見受けられない。本件で捜査官は、被告人が国外にいるとの想定が次第に疑わしくなっているにも拘わらず、何らの措置も講じていない。こうした訴追側の無気力 (lethargy) は、被告人の事件がそれほど重要ではないことを示しており、過失があったとの認定は支持できる⁽⁸⁴⁾。

訴追側は、逮捕される数年前から、被告人が起訴の事実を知っていたと主張する。これが真実であれば、③権利主張の点は、被告人側に相当不利に評価される。しかし、被告人は起訴されていることを知らなかった旨の妻らの証言を弾劾する証拠を訴追側は何ら提出しておらず、原原審・原審もこの点に関する被告人の主張を容れている。したがって、逮捕後に初めて権利を主張したという点について、被告人を非難することはできない⁽⁸⁵⁾。

残るは、④遅延により被告人が被った不利益である。訴追側は、本件の遅延による具体的な不利益を示していないため、条項違反は認められないと主張している。当裁判所の先例は、訴追から裁判までの間に生じた不当な遅延が、不当且つ過酷な公判前の身柄拘束、訴追に伴う精神的な負担、記憶の減退・有利な証拠の散逸による防御上の不利益という弊害をもたらす虞がある

Barker 判決の判断枠組みを用いるほどに不合理なものを意味するにすぎない、と注記している。Id. at 652 n.1.

(83) *Id.* at 651-652.

(84) *Id.* at 652-653.

(85) *Id.* at 653-654.

旨を明確にしている。そして、Barker 判決で明らかにしたように、最も深刻な弊害は最後のものである。というのも、訴追に対し被告人が十分な防御活動をできない場合には、司法制度全体の公正さが損なわれるからである。遅延期間に身柄を拘束されておらず、起訴されたことの認識すらなかった本件被告人が主張しているのは、この類の弊害である。

これに対し、訴追側は、3つの先例 (Marion 判決, MacDonald 判決, Loud Hawk 判決) の判示を引用し、迅速裁判条項は、公正な裁判 (fair adjudication) に係る利益の保護を趣旨とするものではないと主張する。しかし、引用に係る箇所は、修正6条の迅速な裁判を受ける権利は、正式な刑事訴追より前の時点には適用されない (no application beyond the confines of a formal criminal prosecution), という文言及び歴史的経緯に由来する原則を支持する旨を述べたにとどまる (nothing beyond the principle, which we have independently based on textual and historical grounds)。迅速裁判条項違反に係る審理においては、当該遅延が被告人の防御に及ぼす影響を重視しなければならず、これは、その他の弊害よりも重視されるべきものである。

確かに、訴追側の指摘するとおり、本件では遅延による防御活動上の不利益について積極的な証明がない。しかし、弊害として考慮されるべき事情は、明示可能なものに限定されるわけではなく、格別の積極的な証明 (affirmative proof of particularized prejudice) が迅速裁判違反の申立に必要不可欠というわけでもない。時の経過は当事者の双方に不利益に作用し得るため、訴追側と被告人側のいずれが、より深刻な被害を被るか、一概にはいえない。寧ろ、著しい遅延というものは、いずれの当事者も証明・特定できないかたちで、裁判の信頼性を損なう虞がある (excessive delay presumptively compromises the reliability of a trial in ways that neither party can prove or, for that matter, identify.), といわざるを得ない。こうした不利益の虞 (presumptive prejudice) は、それだけで修正6条違反を基礎付けるものではない。しかし、考慮すべき事情の一つであり、遅延の程度に応じてその重要性を増すものである⁽⁸⁶⁾。

⁽⁸⁶⁾ *Id.* at 654-656.

(イ) 本件における不利益について 以上を前提に、本件における不利益の虞について検討する。まず、比較考量の際には、公判の前に証人や被告人の所在の確認等に時間を要する場合があります、捜査・訴追機関の活動に正当な理由があるどうかに充分配慮しなければならない。例えば、本件において、当局が相当な注意をもって (with reasonable diligence) 被告人の所在を捜索していたのであれば、被告人が防御活動上の具体的な不利益を証明しない限り、遅延が如何に著しくとも、迅速裁判違反は認められないであろう。これに対し、公判において有利な立場を得るために、訴追側が意図的に訴追を遅延させていたことを証明できれば、被告人の申立は認められる。相当な注意と、悪意の間には、過失という中間領域がある。悪意による遅延の場合には、事実上、直ちに救済が認められるのに対し、過失の場合には、必ずしも救済が認められるわけではない。とはいえ、単に、被告人が不利益の点を詳らかにできないという理由だけで、過失が許容されるわけでもない。この点で原審は誤っている⁽⁸⁷⁾。

推認される証拠上の不利益が、時の経過と共に増大することに鑑みれば、捜査・訴追機関の過失は、遅延の程度及びその結果、裁判の公平さが害される虞に応じて許容され難くなる。勿論、不利益が具体的に示されているか否かに応じて、救済が認められるために要する遅延期間は異なる。この点、本件では、被告人の正式起訴から逮捕まで約8年半の空隙があるが、訴追側の過失がなければ、6年ほど早く裁判を受けることができた。一般に、迅速な裁判に係る審査の端緒とされる遅延—— 事案によるが、下級裁判所は一般に、約1年を「不利益を推認させる」程度の遅延としている⁽⁸⁸⁾—— に対し、本件の遅延は約6倍であり、具体的な不利益の証明はないが、その不存在が

(87) *Id.* at 656.

(88) *Id.* at 652 n.2. その根拠として、Joseph, *supra* note 12 at 623 n.71が引用されている。なお、法廷意見は、“presumptive prejudice” という語につき、統計的に不利益が推認される時点 (a statistical probability of prejudice) を意味するものではないと注記している。*Id.* at 652 n.1.

説得的に示されているともいえないため、救済を認めるべきである⁽⁸⁹⁾。

3) O'Connor 裁判官の反対意見 起訴から逮捕までの遅延は長期であるが、本件で問題となる不利益は、防御に対する不利益の虞 (potential prejudice) である。当裁判所は、そのような推測される弊害 (speculative harm) を比較衡量における考慮事情とすることを認めておらず、防御に対する具体的な不利益の証明 (a showing of actual prejudice) が必要であると判断している。Loud Hawk 判決でも判示したとおり、遅延は諸刃の剣である。時の経過は、訴追側の証明責任の履行を困難乃至不可能にする。原判決はこの判示に則したものであり、私は法廷意見に反対である⁽⁹⁰⁾。

4) Thomas 裁判官の反対意見 (ア) 本件の争点 当裁判所は、これまでの長きに亘って、迅速裁判条項に反する「主たる害悪 (major evils)」を、不当な身体拘束と訴追に伴う不安と懸念としてきた。約8年半の間に、被告人が身柄を拘束されたことはなく、保釈の対象になったこともない。また、訴追されたことを認識していなかったため、それに伴う不安や懸念に苛まれたこともない。そのため、本件では、迅速裁判条項のもとで、これら以外の次の2つの害悪からも保護されるか、が問題となる。具体的には、①時の経過に起因する防御権に対する不利益と、②犯したとされる犯罪から長期間経過した後に生活を破壊される (disruption of his life) という害悪である。法廷意見は、①が迅速裁判条項の趣旨に含まれるとして、有罪判決を破棄し、手続を打ち切るよう求めている。これに対し、②について、法廷意見は、当事者に意見を求めたにもかかわらず⁽⁹¹⁾、沈黙したままである。

私は、条項は、①及び②に対する保護を与えるものではないと考えるため、

(89) *Id.* at 657-658.

(90) *Id.* at 658.

(91) 連邦最高裁は、1991年11月27日に、再弁論 (reargument) を決定した際に、補充で意見を述べるよう求めていた。Doggett v. U.S., 502 U.S. 976 (1991). 再弁論 (1992年2月24日) については、1992 WL 687829参照。

法廷意見に反対である⁽⁹²⁾。

(イ) 条項の趣旨に関する先例の対立 迅速裁判条項は、遅延に関連する不利益一般ではなく、被告人の自由に対する不利益のみを対象とする。条項違反に係る申立てにおいて、身体拘束等の自由に対する制限を受けていない期間は考慮されない。確かに、長期の公判前の身柄拘束は、防御に不利益をもたらす。しかし、被告人が不利益を被るとしても、また、それに関し訴追側が正当な理由を示すことができないとしても、当該遅延が被告人の自由を侵害しない限り、迅速裁判条項の問題ではない (the Clause does not come into play)。Marion 判決が示すとおり、「迅速裁判条項が阻止する主たる害悪は、被告人の防御に対する現実の又は推定上の不利益とはかけ離れたところにある」⁽⁹³⁾。他方、先例の中には、防御に対する不利益の阻止を条項の目的と捉えたものもある⁽⁹⁴⁾。特に、Barker 判決は、防御に対する不利益の抑止を条項の趣旨に含めるだけでなく、被告人が十分な防御活動ができなければ、制度全体の公平さが損なわれるとして、これを最も重要な目的と断言している。

ここで、我々は、先例の2つの対立する潮流に直面する。防御に対する不利益の抑止を条項の目的とする Barker 判決と、これを無関係とする Marion 判決、MacDonald 判決、Loud Hawk 判決である。法廷意見は後者を適用範囲に関する判断と捉え、対立を否定しようとしているが、その試みは著しく説得力に欠ける。迅速裁判条項が、その文言からして、「被告人 (accused)」にしか適用されず、正式起訴又は逮捕の前には適用されない、というのは、法廷意見の指摘するとおりである。しかし、条項の適用範囲に対するこの制約だけで、防御に対する不利益の抑止が目的ではないことが確証される。というのも、そうした不利益は、犯罪から裁判までのいずれの時点でも生ずるものであり、正式な訴追から裁判までという文言上予定されている適用範囲

⁽⁹²⁾ Doggett v. United States, 505 U.S. at 659.

⁽⁹³⁾ *Id.* at 661 (citing Marion v. United States, 404 U.S. at 320).

⁽⁹⁴⁾ *Id.* at 662 (citing Smith v. Hooey, 393 U.S. 374; United States v. Ewell, 383 U.S. 116).

と乖離している。条項が、真に防御に対する不利益の抑止を目的とするならば、犯罪から長期間経過後に提起される全ての刑事訴追を制限することになるはずである。犯罪から10年後に訴追された (prosecuted) 被告人は、正式起訴 (indicted) が犯罪から1週間後であろうが、裁判の1週間前であろうが、同じように防御に対する不利益を受けている。しかし、後者の場合に、条項による保護が認められると主張するものはないであろう。

「被告人」であること (being an “accused”) は、条項の適用に必要なものであるが、充分ではない。迅速な裁判を受ける権利にとって試金石となるのは、「告発 (accusation)」に典型的に伴う自由に対する重大な侵害であり、「告発」それ自体ではない。このように理解してはじめて、逮捕されているが、正式起訴されていない者、すなわち、厳密には「被告人」とはいえない者に対して、条項による保障が及ぶことを説明できる⁽⁹⁵⁾。

従って、ここでの問題は、Barker 判決の論理が、それと異なる Marion 判決等の論理に優るかどうかである。法廷意見の理解とは異なり、この2つの潮流は調和せず、一方を承認すれば、他方を否定する関係にある。そして、私見によれば、その選択は、然程、困難なものではない。Barker 判決の防御に対する不利益に係る判示は傍論にすぎない。そして、当該傍論は、MacDonald 判決及び Loud Hawk 判決という後の判例との関係で、先例性を維持できていない⁽⁹⁶⁾。勿論、防御上の不利益に対して迅速裁判条項が独立の保護を与えていないからといって、これに関する保護が存在しないわけでは

⁽⁹⁵⁾ この点について、Thomas 裁判官は、弁護士依頼権との比較が有用であると指摘している。すなわち、先例に拠れば、弁護士依頼権は、正式又は略式起訴、罪状認否等の当事者對抗的な手続が開始された時点以後にのみ適用があり、迅速な裁判を受ける権利とは異なり、逮捕によっては適用が認められない点を指摘している。Doggett v. United States, 505 U.S. at 663 n.2. また、Thomas 裁判官は、自らの理解が、秘密起訴 (sealed indictment) の場合に、条項による保護が認められる時点について、起訴状提出ではなく、秘密扱いが解除された時点とする裁判例の傾向とも整合的であるとする。Id. at 664. 秘密起訴に係る裁判例に関しては、LAFAYE ET AL., *supra* note 12 at § 18.1. (c)を参照されたい。

⁽⁹⁶⁾ Doggett v. United States, 505 U.S. at 665 n.3. 具体的な不利益の証明がなくとも条項違反が認められる場合がある (Moore 判決) ことと、不利益の証明が全くなくとも条項違反が認められることとは別である、とも指摘している。

ない。Marion 判決が指摘するように、遅延した刑事訴追に対しては、出訴期限が第一次的な保護を与えている。出訴期限制度は、訴追側と被告人側の関連する利益に対する立法的評価を示したものである。出訴期限は、立法府が事前に定めるものであり、裁判所が事案毎に決定するものではない。同制度は、特定の期間を設定することで予測可能性を与え、それ以降は公平な裁判を受ける権利が侵害されたという反証不可能な推定を成立させる。また、訴追側も認めるように、適正手続条項は、常に刑事手続における訴追側による根本的に不公正な取り扱いから被告人を保護している。もっとも、本件の遅延は、訴追側の怠慢・過失によるものであり、防御上の不利益につき具体的な証明はないため、適正手続条項違反も認められない。

(ウ) 平穩の権利 次に、②犯罪から長期間経過した後生活が破壊される (disruption of his life) という害悪に対し、迅速裁判条項による保護が認められるかを検討する。換言すれば、当該条項は、平穩の権利 (a right to repose) を保障しているか、が問題となる⁽⁹⁷⁾。

「時効は王には及ばない (Nullum tempus occurrit regi)」という格言のとおり、コモン・ローにおいて、犯人 (criminals) に平穩の権利は認められていなかった。勿論、このことから直ちに、アメリカにおいて、平穩の価値 (the value of repose) は承認されていない、とはいえない。しかし、その承認は、連邦及び州の立法府が制定した出訴期限制度に顕現している。同制度は、時の経過による防御上の不利益から被告人を保護するだけでなく、その平穩の利益と、犯人の逮捕及び処罰に係る社会の利益とを比較衡量したものである。一般に、犯罪の重さに応じて、出訴期限期間は長くなっている。また、謀殺罪など多くの重大犯罪には、出訴期限が設けられていない。アメリカの社会では広く犯人の平穩の利益 (any general right of criminals to repose) が認められているという想定は、これらの規定と相容れない⁽⁹⁸⁾。

⁽⁹⁷⁾ *Id.* at 667.

⁽⁹⁸⁾ *Id.* at 668.

本件被告人は、逮捕の時点で、「普通の、生産的な、そして遵法的な生活を送っていた」のであり、「犯罪発生から長期間経過後の逮捕と訴追は、社会の生産的な構成員としての生活を破壊」するものであると指摘し、迅速裁判条項が被告人の平穩の利益 (a defendant's interest in repose) を保護していると主張する。しかし、この贖罪の物語が如何に心を動かすものであったとしても、当裁判所の任務は、迅速裁判条項の解釈であり、被告人の人生を評価することではない。

平穩の破壊は、被告人が遅延期間中に正式起訴されていたかどうかにかかわらず、発生する。本件で、1980年の犯罪発生直後ではなく、1988年の逮捕直前に正式起訴されたとしても、生活の平穩は破壊される。しかし、後者の場合、迅速裁判条項違反はあり得ない。憲法上の平穩の権利を認めることは、犯罪後迅速に裁判にかけられる権利を認めることになる。すなわち、迅速裁判条項を憲法上の出訴期限制度に変容させる (convert the Speedy Trial Clause into a constitutional statute of limitations) ことになるが、そのような変容は歴史からも先例からも支持されない⁽⁹⁹⁾。

法廷意見は、正式起訴の事実を被告人が全く認識していない場合、迅速裁判条項違反は問題になり得ない、という基本的な認識を疎かにした点で誤っている。また、当局が被告人の捜索に相当の注意を払っていれば、条項違反は認められなかった旨を指摘しているが、憲法上、裁判所に求められる役割は、法執行の監督者として、捜査・訴追機関の怠慢を叱責することではない。それによって侵害された個人の権利を保護することである⁽¹⁰⁰⁾。

3 量刑手続における遅延への対応：Betterman 判決 (2016年)⁽¹⁰¹⁾

(1) 事実の概要

本件では、刑事訴追の量刑段階 (the sentencing phase of a criminal

⁽⁹⁹⁾ *Id.* at 669.

⁽¹⁰⁰⁾ *Id.* at 670–671.

⁽¹⁰¹⁾ *Betterman v. Montana*, 578 U.S. 437 (2016). 法廷意見は Ginsburg 裁判官が執筆 (全裁判官一致)。Thomas 裁判官の同意意見 (Alito 裁判官同調)、Sotomayor 裁判官の同意

prosecution) に条項の適用があるかどうかであるが争われた。

被告人 Betterman は、ある犯罪による訴追に関し、裁判所への出頭を命じられたにもかかわらず、これを怠ったため、保釈中逃亡 (bail jumping) の罪で起訴された。同罪につき有罪の答弁をした後、被告人は、量刑手続が行われるまで14ヶ月以上の間、身柄を拘束されたままであった。この遅延の主たる原因は、判決前調査報告書の作成、期日の設定などに時間を要したことであった。最終的に7年の自由刑に処された被告人は、上記14ヶ月の遅延が迅速裁判条項に違反するとして上訴した。しかし、州最高裁が、有罪決定後の量刑手続の遅延 (presentencing delay) には、条項の適用がないとして斥けため、被告人が上告受理の申立てをした。

(2) 裁判所の判断

1) 法廷意見 本件の問題はただひとつ、迅速裁判条項が刑事訴追の量刑段階 (the sentencing phase of a criminal prosecution) に適用されるかどうかである⁽¹⁰²⁾。そして、当裁判所は、条項が量刑の遅延には適用されないという原判断を支持する。

刑事手続は通常、3つの明確に区別された段階を経て進行する。まず、国家が、被疑者 (a suspect) を逮捕・起訴すべきかを判断するための捜査を行う。次に、起訴がなされる (charged) と、被疑者は被告人となるが、有罪判決または有罪答弁が確定するまでは無罪と推定される。有罪と判断された後で、裁判所は、刑を科する (imposes sentence)。そして、各段階に相応の遅延対策が講じられている。

第1段階、すなわち、逮捕または起訴前で、被疑者が自由の身にある段階には、主として出訴期限制度 (statutes of limitations) が遅延から保護するとともに、適正手続条項が根本的に公正さを欠く訴追側の行為から保護してい

意見がある。田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2015年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学51巻1号(2017年)170頁〔原田和往〕で紹介した。

⁽¹⁰²⁾ Betterman v. Montana, 578 U.S. at 439.

る。迅速裁判条項は、第2段階、すなわち、逮捕又は起訴から有罪判決までの期間に焦点を当てている。先例においても、憲法上の迅速な裁判を受ける権利は、被告人が逮捕された時点または正式に起訴された時点で機動するが、それ以前には適用されないことが確認されている。そして、本件において当裁判所は、この第2段階が終わる有罪判決をもって権利が消滅する (the right detaches upon conviction) と判断する⁽¹⁰³⁾。

有罪判決前においては、被告人は無罪推定によって保護されている。迅速裁判条項は、不当な身柄拘束を防止し、訴追に伴う精神的負担を抑制し、長期の遅延が被告人の防御を侵害する虞を限定することで、無罪推定を実装する (implements) ものである⁽¹⁰⁴⁾。無罪が推定される者を保護する手段としての迅速な裁判を受ける権利は、同趣旨のその他の手段と同様に (例えば、犯罪該当事実については「合理的な疑いを超える証明」が要求されるが⁽¹⁰⁵⁾、量刑事情は証拠の優越で足りるとされるように⁽¹⁰⁶⁾)、有罪判決の時点でその効力を失う。

こうした解釈は、迅速裁判を受ける権利に関する歴史的な理解とも整合する。建国当時、「被告人 (accused)」という語は「有罪判決を受けた者 (convicted)」に先立つ法的地位を意味していた。また、「公判手続 (trial)」は「量刑 (sentencing)」とは別個の手続と理解されていた。「刑及び判決」を規律する連邦刑訴規則32条が、「公判手続 (trial)」に関する第6章ではなく、「有罪判決後の手続 (Post-Conviction Procedures)」に関する第7章に含まれているように、今日でも、こうした理解が受け継がれている。Marion 判決は、逮捕より前——すなわち、迅速裁判条項が適用されない段階——であっても、時間の経過によって防御上の不利益が生じ得ることを認めたが、こうした不利益の虞を理由に、条項の適用範囲を拡げることはできないとし

⁽¹⁰³⁾ *Id.* at 441.

⁽¹⁰⁴⁾ *Id.* at 442 (citing *United States v. Marion*, 404 U.S. at 320; *Barker v. Wingo*, 407 U.S. at 532-533).

⁽¹⁰⁵⁾ *Id.* at 442 (citing *In re Winship*, 397 U.S. 358 (1970) at 364).

⁽¹⁰⁶⁾ *Id.* at 442 (citing *United States v. O'Brien*, 560 U.S. 218, (2010) at 224).

た。有罪判決後の遅延に伴う不利益も、他の規律に服するが、迅速裁判条項の適用範囲には含まれないという点で同様である⁽¹⁰⁷⁾。

条項違反に対する措置が手続の打ち切り (dismissal of the charges) に限られる点も、同条項が有罪判決前の局面に焦点を当てていることと整合的である。被告人も認めているように、量刑の遅延に対する救済として、有罪判決の破棄は過剰な恩恵である。また、1974年迅速裁判法には、有罪判決から量刑に至る期間についての言及はなく、議会もこの段階を条項の適用範囲外と捉えていることが示唆される。

被告人は、刑事司法制度において有罪答弁が一般化し、公判が稀となった今日では、量刑手続が実質的に公判手続に代わる紛争解決の場となっていると主張する。しかし、量刑において事実関係の争いが存在したとしても、それは然るべき刑を決定するためのものであり、被告人が有罪か無罪かの判断、すなわち、迅速裁判条項の核心にある「無罪推定」とは関係がない⁽¹⁰⁸⁾。

有罪判決から量刑に至る過程に迅速裁判条項の適用がないことは、この段階の不当な遅延に対して何ら保護がないことを意味しない。この段階での主たる保護手段は、制定法および規則にある。連邦刑事訴訟規則32条は、「不必要に遅延することなく」刑を言い渡すことを求めており、多くの州で同様の規定が設けられている。また、法外な遅延 (exorbitant delay) に対しては、逮捕・起訴前と同様に、適正手続条項による救済があり得る。もっとも、本件では適正手続条項にもとづく主張はなされていないため、この点について判断を示すことはしない⁽¹⁰⁹⁾。

2) Thomas 裁判官の同意意見 迅速裁判条項が量刑手続に適用されないという法廷意見に同意する。但し、量刑の加重要素が、より重大な犯罪の実質的構成要件として機能するような二面的な量刑手続 (bifurcated sentencing

⁽¹⁰⁷⁾ *Id.* at 443-444.

⁽¹⁰⁸⁾ *Id.* at 445-446.

⁽¹⁰⁹⁾ *Id.* 447-448.

proceedings) には、適用される可能性がある。また、量刑の遅延が適正手続条項に違反する可能性があるかどうかの判断をしていない点にも同意する。Sotomayor 裁判官は、適正手続条項違反の判断に際して、Barker 判決の枠組みに依るべきである旨を示唆しているが、そのような予断を持つべきではない⁽¹¹⁰⁾。

3) Sotomayor 裁判官の同意意見 有罪答弁と量刑との間の遅延は、迅速裁判条項の問題ではないという法廷意見に同意する。また、被告人が主張していないため、適正手続条項違反について判断しないという点にも同意する。なお、原審である州最高裁では、被告人の主張にもとづき、適正手続条項違反に係る判断が示されているが、その際、Barker 判決の判断枠組みは用いられていない⁽¹¹¹⁾。しかし、比較衡量を旨とする同判決の判断枠組みは、量刑の遅延の場合に提起される多くの考慮すべき事情を捉えるものであり、また、その柔軟性は、公判手続 (trial) の遅延と、量刑の遅延との差異に応じた判断を可能にすると考ええる。今後、然るべき事案において、適正手続条項との関係で量刑の遅延に係る主張を的確に判断する枠組み (the correct test) を検討することにしたい⁽¹¹²⁾。

4 小 括

(1) 条項の趣旨と、適用範囲に関して

Doggett 判決の法廷意見と Thomas 裁判官の反対意見はいずれも、Marion 判決等と Barker 判決の扱いに腐心している。まず、論旨が明快な Thomas 裁判官の反対意見からみることにしよう。Thomas 裁判官は、条項の趣旨について両判決の対立を直截に認めた上で、(iii)の防御上の不利益を趣旨から切り離す Marion 判決の立場を支持している。Barker 判決の趣旨に係る判示

⁽¹¹⁰⁾ *Id.* at 449–450.

⁽¹¹¹⁾ *State v. Betterman*, 342 P.3d 971 (2015), at 979.

⁽¹¹²⁾ *Betterman v. Montana*, 578 U.S. at 451.

は傍論であり、MacDonald 判決等で既に否定されているというのが理由である。もっとも、同裁判官も時の経過による防御上の不利益に対応する必要性は否定しない。Marion 判決を踏襲し、その役割を出訴期限制度という立法的対応と、適正手続条項による個別対応に委ねている。同裁判官は、続けて、迅速裁判条項に平穩の利益が含まれるかについて検討し、これを否定するとともに、法廷意見がこれについて何ら検討していない点を批判している。

本件で連邦最高裁が、追加で平穩に係る利益につき当事者に意見を求めた背景には、次のような事情があると指摘されている⁽¹¹³⁾。まず、Marion 判決のように防御上の不利益は条項の趣旨と関係ないと考える場合、問題となる不利益は、(i) の身柄拘束と、(ii) の精神的負担に限定される。そして、本件では、被告人には起訴されていることの認識がなく、問題とされる遅延の期間(正式起訴から逮捕まで)に身柄の拘束はない。したがって、事実上、条項違反が認められる余地はない。他方、適正手続条項との関係で防御上の不利益を検討する場合、違反の認定には——別稿で詳しく取り上げるが——「悪意(bad faith)」の証明が求められる。本件では、被告人の所在の把握に関して訴追側に過失があるとしても、「悪意」があるとはいえない。したがって、適正手続条項違反が認められる余地もない。そこで、迅速裁判条項に平穩の利益を含めることができるかが模索されたというのである。

もっとも、連邦最高裁の多数派においてその試みは放棄され、結局、(iii) に関して適正手続条項による保護と、迅速裁判条項の保護の重なり合いを認めるという方法で、異常に長期の遅延を生じさせた訴追当局に制裁が加えられることになった。これに関して、Thomas 裁判官は、訴追当局等の怠慢を叱責することは、裁判所の役割ではないと法廷意見を批判している。法廷意見が依拠する Barker 判決の立場は、——Betterman 判決が鮮明に示すように——訴追当局の違法行為の抑止よりも、事実認定過程の信頼性の確保と親和性がある。そのため、的外れな批判のようにもみえるが、上記のような経

(113) Timothy J. Searight, *The Sixth Amendment Right to a Speedy Trial: Applying Barker v. Wingo after United States v. Doggett*, 22 W. STATE U. L. REV. 61 (1994) at 72-73.

緯を踏まえると、その本旨は、訴追側の怠慢は看過できないという点で法廷意見が結論先取りのであることを非難する点にあるといえる⁽¹¹⁴⁾。

法廷意見が結論先取りの点は、Marion 判決等の先例の扱いからも窺われる。法廷意見は、Marion 判決を批判、覆すことをせず、MacDonald 判決等の反対意見が示した手続上の障害による説明を踏襲してもいない。(iii)の防御上の不利益を重視する Barker 判決の立場を当然の前提とした上で、Marion 判決等を「文言及び歴史的経緯」を踏まえ適用範囲について判断したものにすぎないと捉えることで、対立を躲したのであった。こうした不徹底な立論は、Thomas 裁判官から「条項が、真に防御に対する不利益の抑止を目的とするならば、犯罪から長期間経過後に提起される全ての刑事訴追を制限することになるはず」との厳しい批判を招くこととなった。

法廷意見は、歴史的経緯をいうが、Marion 判決でも条項の適用範囲を画するに足る歴史的資料はないと指摘されている⁽¹¹⁵⁾。他方、条項の「accused」という文言からは、—— Marion 判決の反対意見が指摘していたように——遅延に対する異議申立て適格の限定（訴追されていない段階では、異議申立てできない）しか導くことはできない⁽¹¹⁶⁾。Marion 判決は、「文言及び歴史的経緯」のみでは、条項の適用範囲の問題を解決できないと考えたからこそ、正式な訴追開始前の遅延でも問題となり得る（iii）の防御上の不利益を趣旨から除く判断をしたようにみえる。このように考えると、根拠を「文言及び歴史的経緯」に限定する法廷意見は、Marion 判決の理論的基盤を損なうものといわざるをえない。これに対し、Thomas 裁判官は、「告発」それ自体と、

⁽¹¹⁴⁾ See also, Ronna A. Laidley, *The Filing of an Indictment against a Criminal Defendant Activates His Sixth Amendment Right to a Speedy Trial, Notwithstanding the Fact that the Defendant Had No Knowledge of the Indictment Until the Time of His Arrest*, 24 ST. MARY'S L.J. 595 (1993) at 617-618. 法廷意見に対し、当局の訴追に向けた努力の評価・監督を強いることになると批判している。

⁽¹¹⁵⁾ 前掲注（2）「2つの潮流」51頁。また、前掲注（1）「初期展開」34頁以下参照。なお、イギリスでは、現在、迅速な裁判を受ける権利は、欧州人権条約6条との関係で検討されている。原田和往「イギリスにおける遅延した訴追への法的対応」岡山大学法学会雑誌74巻3・4号（2025年）12頁以下参照。

⁽¹¹⁶⁾ 前掲注（2）「2つの潮流」56頁以下参照。

それに類型的に伴う自由に対する重大な侵害とを区別し、後者こそが条項の保護を機動させる、と指摘している。訴追されているかどうかという形式ではなく、訴追に伴う負担があるかどうかという実質を重視する立場であり、Marion 判決、MacDonald 判決、Loud Hawk 判決との整合性の点で、法廷意見よりも優れているといえる⁽¹¹⁷⁾。

最後に取り上げた Betterman 判決は、条項の適用範囲の終期を有罪判決とする論拠の一つとして、条項の趣旨に (iii) の防御上の不利益が含まれるという点を挙げている。更に、「無罪推定」が条項の核心にあるとの理解を示し、条項違反に対する措置が手続打切りに限定される点をそうした理解を補強するものとして挙げている。本稿で取り上げた諸判例の骨子が的確にまとめられており、反対意見が付されていないことも考えると、条項に係る判例法理の現状を能く示すものといえる。もっとも、Doggett 判決に上記のような不十分さがあることを考えると、「無罪推定」が条項の核心にあるという理解から、その適用が正式な訴追手続の開始後に限られる点をどのように説明するかが注目される場所であった。しかし、Betterman 判決は先例を挙げるのみで、理論的な説明を試みていない。条項の適用範囲のうち始期に関しては、趣旨の観点からの議論の深化はみられない、といえる。

(2) 条項の趣旨と、防御上の不利益の証明等

(iii) を条項の趣旨に含める立場に依るとしても、Doggett 判決で条項違反との結論を導くには、克服すべき障害がもう一つあった。それは、実際にどのような防御上の不利益があるかについて、主張・証明がないという点である。これに関して、O'Connor 裁判官は、—— 特に根拠となる先例を示すことなく —— 従来、防御に対する不利益の虞 (potential prejudice) では足

(117) これに関して、Amar は、(iii) の防御上の不利益を条項の趣旨に含めた上で、正式な訴追前に条項の適用がない点を説明するために、次のような試論を提示している。すなわち、条項の対象となる防御上の不利益は、正式に訴追されたことが原因で生じたもの（例えば、不当な身柄拘束を受けていたために、防御の準備ができなかった）に限られる、というものである。Amar, *supra* note 32 at 654-655.

りず、防御に対する具体的な不利益の証明が必要とされてきたと批判している。確かに、当時の下級審では、不利益の証明を求める傾向がみられた⁽¹¹⁸⁾。しかし、Barker 判決や⁽¹¹⁹⁾、Moore 判決等でも、不利益の積極的な証明は不要とされていたため、この点で法廷意見が先例と整合性を欠くとはいえない。

寧ろ、法廷意見の新規性及び問題点は、証明を不要とした点ではなく、実際にどのような防御上の不利益を被ったのかについての主張をも不要とした点にある。Barker 判決は、①遅延の程度を、条項違反の審査の前提条件と位置付け、不利益の存在が推認される程度の遅延が必要であるとした⁽¹²⁰⁾。しかし、それを④被告人の被った不利益等の他の考慮要素と関連付けてはいない。そのため、例えば、①で不利益の存在が推認されたならば、④において、その推認された不利益の不存在につき訴追側に証明を求めるという仕組みにすべきであったなど、①の果たす役割に対しては厳しい批判があった⁽¹²¹⁾。これに対し、Doggett 判決の法廷意見は、まず、審査の前提条件となる期間について、裁判例の動向に鑑み約1年という目安を示した。続けて、不利益が具体的に示されているか否かに応じて、救済が認められるために要する遅延期間は異なること、また、不利益の虞だけで条項違反は認められないことを断った上で、法廷意見は、①遅延の程度に応じて、④において不利益の虞が持つ重要性が異なるとした。すなわち、Barker 判決の枠組みによる比較衡量において、①と④を関連付けて考慮すべきことを明らかにしたのである。更に、法廷意見は、①に比例して④が増大するという点は、訴追側の帰責事由の評価にも影響するとして、①④と、②遅延の理由を関連付けて考慮すべきであるとしている。このように、従前、審査の前提条件としか捉えられていなかった①遅延の程度について、審査に要する閾値をどの程度超えているかという観点から、他の要素への影響を認めた点に法廷意見の新規性がある⁽¹²²⁾。こう

(118) Searight, *supra* note 113 at 70-71.

(119) 前掲注(2)「2つの潮流」67頁注48参照。

(120) 前掲注(2)「2つの潮流」66頁。

(121) See e.g., H. Richard Uviller, *Barker v. Wingo: Speedy Trial Gets a Fast Shuffle*, 72 COLUM. L. REV. 1376 (1972), at 1385. 前掲注(2)「2つの潮流」78頁注75参照。

した新機軸によって、Doggett 判決では、閾値を著しく超えている①が決定的な役割を果たし、条項違反が認められたといえる。しかし、法廷意見の問題点も、この点にある。ここでは、①が閾値を著しく超えている場合、④で防御上の不利益の虞が推認され、それが②にも影響するため、比較衡量判断において①の果たす役割が大きすぎる。これは、Barker 判決と、Doggett 判決とで、①以外では大きな違いがないにもかかわらず、結論が異なっている点に如実に示されている。そのため、法廷意見に対しては、迅速裁判条項を事実上、正式起訴後の出訴期限制度 (a post-accusation statute of limitation) に変容させるものである、との批判がある⁽¹²³⁾。

V 中間総括：迅速裁判条項に係る判例法理の現状

最後に次稿における検討に向けて、これまでに取り上げた判例によって確立された、迅速裁判条項の判例法理をまとめることにしたい。

条項の趣旨に関しては、本稿で示した紆余曲折を経て、(i) 不当且つ過酷な公判前の身柄拘束を予防し、(ii) 公訴に伴う精神的な負担を最小限に抑え、(iii) 長期間の時の経過が被告人の防御に不利益を与える虞を制限すること、の3つとする初期の Ewell 判決に回帰している。もっとも、(i) (ii) (iii) は並列的ではなく、(iii) が重視されている。Betterman 判決では、遅延の間、被告人は身柄を拘束されたままであったが、その事実は、結論を左右し得る事情とは捉えられていない。

次に、条項の適用範囲に関しては、始点は、逮捕又は正式・略式起訴によって正式な訴追手続が開始された時点であり (Marion 判決)、有罪判決が終点となる (Betterman 判決)。Pollard 判決 (1957年) では、刑の宣告手続が条項の対象に含まれるとの仮定 (arguendo) にもとづく判断が示されていたが⁽¹²⁴⁾、

⁽¹²²⁾ Searight, *supra* note 113 at 65-67.

⁽¹²³⁾ Laidley, *supra* note 114 at 617.

条項の対象ではないことが確定した。条項の適用範囲は相当明確にされたが、新証拠にもとづく再審の申立て (defendant's motion for new trial) が含まれるか等の問題は残っている⁽¹²⁵⁾。終点が有罪判決である点は、Betterman 判決において、条項の趣旨との関係で説明されている。他方、始点が正式な訴追手続の開始である点も、Marion 判決では、(iii) を条項の趣旨から除く立場から理論的に根拠付けられていた。しかし、その後、(iii) が再び条項の趣旨に含まれるようになってから、始点が正式な訴追手続の開始とされる理論的な根拠について新たな説明はみられない。

条項の適用範囲に関しては、かつて、Brennan 裁判官が「訴追の決定がなされ、逮捕又は起訴のための十分な証拠が揃った時点以降」との試論を示した⁽¹²⁶⁾。もっとも、同裁判官は、「accused」という文言との関係で、起訴前の時点が条項の適用範囲に含まれるとしても、その間の遅延に対して、「accused」となる前の段階では異議を申し立てることができない、としていた。また、本稿で取り上げた範囲では、(iii) を条項の趣旨に含める立場からの説明として、逮捕し得た時期又は起訴し得た時期の特定・証明の困難さという手続上の理由がみられた。Marion 判決の結論に揺らぎがみられないことを併せると、条項の適用範囲について、今後、「accused」となる前の段階で迅速な逮捕又は迅速な起訴を要求することができるか (被疑者が権利行使の主体に含まれるか)、という問題として検討される見込みは乏しいであろう。他方、現在の判例法理のもとでも、「起訴後の遅延が2年間あり、かつ、起訴前に2年半の遅延が存在していた場合」は、「犯罪の直後に起訴され、その後2年の遅延があった場合」よりも、①遅延の程度において、訴追側に不利益に評価される可能性が高いとの指摘がみられる⁽¹²⁷⁾。これに関して裁判例の

(124) 前掲注(1)「初期展開」6頁以下参照。

(125) LAFAYE ET AL., *supra* note 12 at § 18.5 (c). See e.g., U.S. v. Yehling, 456 F.3d 1236 (2006). Betterman 判決前の判断ではあるが、再審の申立てにおける遅延は、厳密に言えば、従前の迅速裁判条項の対象と、適正手続条項の対象のいずれにも含まれないと指摘している。

(126) 前掲注(1)「初期展開」25-28頁。

対応が一致していない状況にあることを考えると、正式訴追前の遅延について、今後、条項との関係では、始点が逮捕又は起訴の時点であることを前提に、条項違反に係る比較衡量において、それを考慮することができるかという問題として、検討される機会があるように見受けられる⁽¹²⁸⁾。

条項違反に係る判断枠組みとしては、基本的に Barker 判決で示されたものが維持されている。ここでは、①遅延の程度、②遅延の理由、③被告人の権利主張、④被告人の不利益が比較衡量 (balancing test) される。Doggett 判決では、「4つの独立した検討項目」という表現が用いられ、枠組みを用いた判断においては、各項目について、被告人側・訴追側のいずれに有利か不利か等の評価が示されている⁽¹²⁹⁾。また、いずれの要素・項目も、必要又は十分条件ではないと捉えられている。そのため、例えば、④の被告人の不利益がない場合でも、他の項目の評価次第で、条項違反と判断される余地がある⁽¹³⁰⁾。

「遅延の原因と理由などを勘案して……総合的に判断」(最判昭和47年12月20日刑集26巻10号631頁)する手法と比べると、項目毎に比較衡量とその結果が示される点で、結論に至る過程の明示が期待できるという特徴がある。

Doggett 判決の結果、①遅延の程度は、審査の前提条件としての役割に加え、その程度に応じて、——例えば、著しい遅延の場合には④の不利益の存在が推認されるなど——他の項目での検討に影響するものとなった。審査の

(127) 裁判例の紹介を含め、LAFAYE ET AL., *supra* note 12 at § 18.1 (c).

(128) 被疑者の権利として捉えることと、訴追前の遅延を考慮することとの違いについては、原田和往「時の経過による証拠の散逸について」刑法雑誌56巻2号(2017年)251頁以下参照。

(129) Searight, *supra* note 113 at 64-65. 迅速な裁判を受ける権利は、侵害の有無が問題となり、侵害が認められた場合に、訴追側の正当な理由によってその侵害は正当化できないのであるから、「衡量」という語を用いるのは、不当であるという指摘している。そして、「4つの独立した検討項目」との捉え方を示した Doggett 判決においては、衡量 (balancing) から、証拠分析 (evidentiary analysis) への転換が図られていると指摘する。

See also, Stephen Smith, *What's in a Name? Strict Scrutiny and the Right to a Public Trial*, 57 IDAHO. L. REV. 447 (2021), at 466-467. 刑事手続における権利侵害に係る審査基準を比較分析する中で、迅速裁判条項に係る判断枠組みについて、「合理性の基準 (rational basis scrutiny)」の基準の変型 (with a twisit) であり、②遅延の理由において、国家側の具体的な利益 (actual interest) が考慮されていると指摘している。

前提条件に関して、Barker 判決では事案の軽重によって異なるとされていたが、Dogette 判決当時も現在も、基本的に逮捕等から 1 年を超えない限り、比較衡量判断は行われたい状況にあるといわれている⁽¹³¹⁾。前提条件を満たすものは、「不利益を推認させる」程度の遅延 (“presumptively prejudicial” delay) ということになるが、Doggett 判決の法廷意見が注意を促しているように、それは、Barker 判決の判断枠組みを用いた審査に値することを意味するにすぎず⁽¹³²⁾、④の不利益の存在が推認されるわけではない。そうした推認が用いられるのは、遅延の程度が著しい場合に限られる。現在の裁判例においては、5 年以上の遅延があり、それが訴追側に帰責すべき事情による場合に、④が推認される傾向にあるといわれている⁽¹³³⁾。なお、④に関しては、積極的な証明は不要という立場 (Moore 判決) は維持されているが、各項目に係る証明責任等には判然としないところがある⁽¹³⁴⁾。

条項違反が認められた場合の制裁は、条項により保護される利益が複数あり、侵害を別個に観念できることとの関係で厳しい批判があるが、手続打ちりに限定されている。Betterman 判決では、有罪判決後の手続が条項の対象に含まれないという結論を支持するものとして、この点が挙げられている。もっとも、防御上の不利益がある場合に手続を打ち切ることは従前から批判の対象にはなっていない。批判の対象はそれを「唯一」とする点にあるが、この点も含め条項違反に対する措置について連邦最高裁の立場に揺らぎはみられない⁽¹³⁵⁾。

⁽¹³⁰⁾ LAFAVE ET AL., *supra* note 12 at § 18.2(e).

⁽¹³¹⁾ LAFAVE ET AL., *supra* note 12 at § 18.2(b). *See also*, Pamela R. Metzger & Janet C. Hoeffel, *Chargin Time*, 108 IOWA L. REV. 1723 (2023) at 1725. 逮捕から起訴までの遅延について、1 年以上でなければ迅速裁判条項違反が審査されない点を問題視している。

⁽¹³²⁾ 前注 (88) 参照。

⁽¹³³⁾ LAFAVE ET AL., *supra* note 12 at § 18.2(e).

⁽¹³⁴⁾ 例えば、②遅延の理由について、訴追側が正当なものも含め何ら説明しなかった場合、裁判例では、意図的な遅延と評価されることはなく、僅かに被告人側に有利に評価される中立的な理由として扱われる傾向にあるとされる。LAFAVE ET AL., *supra* note 12 at § 18.2(c).

条項に係る上記のような判例法理を前提に、次稿では、特に正式起訴前の段階において⁽¹³⁶⁾、適正手続条項にどのような役割が期待され、実際に機能しているかについて分析することにした。

(135) Saetveit, *supra* note 80 at 504. 量刑手続を条項の対象に含めようとする場合、条項違反に対する措置が手続打ちりに限定されていることが難点であるとしている。

(136) なお、Betterman 判決における Sotomayor 裁判官の同意意見では、量刑の遅延について適正手続条項のもとで判断する枠組みを提示する意欲が示されている。また、ここでは、Barker 判決に倣った比較衡量を旨とする枠組みへの志向が明確に示されている。これについては、次稿で、正式訴追前の段階との関係で取り上げる予定である。